

II 連合国との接触

アチソンに対する会談案

付記1 昭和22年7月22日 アチソンに提出すべき日本側要望案

付記2 昭和(22)年(7)月 付記1に対する萩原条約局長の意見

極秘

アチソン大使に対する会談案

昭二二、七、二四

最近予備会議開催の報もありこの際非公式に日本の希望のあるところを聴いて草案作成の参考にされたいと思う。右が許されるならば色々の問題につき具体的意見を極く非公式に提出したいと考えるが自分の見るところでは主なる点は次のようなものであらうと思う。

一、平和條約作成の手續

平和條約作成の過程において日本政府に対しその見解を表示する充分な機会を與えられたい。來るべき平和會議は我が國民にその手續が正しく公平なものであると納得させるような方法で行われることが望ましい。日本人がこれが押付けられた平和でなくて日本人自身が参劃することを許されて出來た條約であるという風に感じ、その自由意思に基いてこれを承諾し且つ心からこれを遵守するというように取計られることが最も重要なことであると信ずる。

二、平和條約の基礎

平和條約は國際法上の確立した原則に準拠して作成され、又それが大西洋憲章に盛られた公正な精神を具現するものであることが期待される。就中ポツダム宣言は特に日本に終戦の機会を與へる目的をもつと發表されたのであり、日本がこれを受諾したことによつて戦闘が停止したのである。而かも我々はこれを忠実に実行し來つたのであるから同宣言が平和條約の基礎とせられ、且宣言中に日本に與えられた經濟上その他の保

障が平和條約中に含ましめられるものと信ずる。

三、條約の自主的履行

日本國民及び政府は一旦平和條約で受諾した義務はどんなことでもこれを完全に履行するという責任を担う能力ありと確信する。従つて平和條約も日本に課した義務は日本をして自主的に実施せしむる建前で起草されたい。

四、國際連合への加入

我々は平和條約が日本の速やかな國際連合への加入を規定することを望んでいる。我々は戦争と敗北の廢墟から今や悔悛した、自由な、平和に徹した國民として立ち上ろうとしている。かくて我が國民は國際連合に加盟することにより世界の進運に貢献することを熱望している。これは又武裝なき日本國民に強い安全保障の感を与えるものと思う。

五、國內の平安と秩序

平和條約成立後は、現在の占領軍は撤退せられるよう伝えられているが、この場合兵力はなくても適当な警察力があれば國內の治安を維持し得ると思う。

人口に比例した相当数まで現在の警察力を強化することを許して貰いたい。

六、裁判管轄権

現在連合國國民は、日本の裁判権に服せず、あたかも治外法権的關係に立つてゐるところ、これは平和條約で当然調整されるものと期待している。

七、領土問題

ポツダム宣言によれば日本周辺の小島の帰属は、連合國側で定めることになっているが、右決定に際してはこれら小島と、日本本土との間の歴史的、人種的、經濟的、文化的、緊密なつながりを充分考慮せられたい希望である。

八、賠償

賠償義務は如何に苦しくても履行する積りであるが、賠償の性格と範圍を決定される場合には特に左の二点について特別の考慮を拂われたい。

(一) 日本をして自立經濟に到達し、一定の生活水準を維持することが可能なこと

(二) 平和條約に定められた賠償の支拂によつて日本が戦争に関連して各國に與えた被害に対する責任を最終的に解除するようにすること

九、經濟的制限

我々は非軍事化のために必要な制限を除く外は一切の經濟的制限の撤去を希望している。日本經濟の回復が促進され、日本が世界の復興と安定における積極的な一員となるために、貿易、海運（船舶及び航路）、漁業（漁業の様式及び漁業区域）、その他日本國民の正当な經濟活動に対し苛重な制限を課さないことが希望される。

（付記 1）

アチソン大使に對する會談案（私案）

（昭二二、七、二二、岡崎次官記）

（欄外記入）
對日平和條約については孰れ日本側にも意見開陳の機會は與えられることと思ふが最近予備會議開催の報もありこの際非公式に日本の希望のあるところを聴いて草案作成の参考にされたいと思ふ。右が許されるならば色々の問題につき具體的意見を極く非公式に提出したいと考えるが、自分の見るところでは主なる点は次のようなものであらうと思ふ。

一、自發的條約實施

日本國民及政府は平和條約の早期締結を衷心より期待するとともに條約成立の暁は真面目にこれを実施する意思と能力を持つてゐると思ふので對日條約は日本をして自主的に實施せしむる建前で起草されたい。

二、国連加入

平和條約成立の上は日本も国際連合に加入して昔のように世界の進展に寄与したいといふ希望は国民の中に漲つてゐるところ對伊平和條約の例もあること故對日條約にも日本の国際連合加入を速かならしめる趣旨の一條を入れて欲しい。これは又武装なき日本国民に強い安全保障の感を與えるものと思ふ。

三、警察力

平和條約成立後は現在の占領軍は撤退せられるよう傳えられてゐるがこの場合国内の治安維持は重要な問題となる。仍て武装を解除せられた日本としては国内治安は相當の警察力に俟つ外ないのであるから人口に比例した相当数の警察力を許容して貰いたい。

四、裁判管轄権

現在連合国民は日本の裁判権に服せず恰も治外法権的關係に立つてゐる處これは平和條約で当然調整されるものと思ふが念のため附加える。

五、領土問題

日本周辺の小島の帰属は連合国側で定めることになってゐるが右に際してはこれ等小島と日本本土との間の歴史、人種、經濟、文化等の緊密な關係を十分考慮せられたい希望である。

六、經濟

日本国民は正直に、課せられた賠償義務を履行する決心であるがこれには二つの点を考慮せられたい。その一は申迄もなく一定の生活水準を日本国民に與えることである。その二は賠償の支拂により日本が各国に與えた戦争による被害に對する責任を終局的に解除せられんことである。なお前記生活水準の問題にも関連し日本の保有すべき船舶及其の航路制限もしくは漁業区域の制限等についてもこれ等が日本の非軍事化に必要な場合以外は、即ち平和的産業に関する限りは制限を除かれたい希望である。

(欄外記入) 條約局長 御意見承知したし

(付記2)

岡崎案に対する意見

萩原

- (1) 抽象的にはなるかも知れないが日本の実情心境と言ふ様なものをもう少し述へることにしたい
 - (2) 警察力の点は今述へる要がないのではあるまいか、当然或程度の警察力は認められるし先方の案をみてからでも若干の増員は要求し得る、今之を述へると駐兵を希望する様になる
 - (3) 賠償に付年生産物賠償も最少限にせられたいと言ふことを述へたい
 - (4) 最後の四行を独立の項にしてももう少し詳しくしたい
- ~~~~~

51 昭和22年7月26日 芦田(均)外務大臣 会談
アチソン対日理事会米国代表

芦田・アチソン会談

取扱注意

(欄外記入)

アチソン大使に政府の希望条項を手交

七月二十六日午後四時アチソン大使を事務所に往訪した上、「近く対日平和条約に関する聯合側の予備會議が開かれ、貴大使はその前に帰朝せらるゝ趣のところ、今日は日本政府が希望する諸点につき簡単な要領書を作成して持参した。これを御覧の上國務省へ御傳へを煩したい」と述べて、別添の英文を手交したところ、アチソン大使は畧読の上、「有難う。左様取計ひましよう」と答へた。

又同大使は「極東委員會の中にも相當の強硬論もあり、ソ聯も只今まで参加を拒否してゐるけれども、十一ヶ国が歩調を合せて一致の条項を起草する状

態に至れば、ソ聯は参加するものと考へてゐる」と述べた。

次いで「濠洲外相も今朝入京した由であるが、どういふ意見であるか。米国の対日態度に同調すると思はれるか」と質問したら、「濠洲との間には大きな困難はないと思ふ」と述べたので、「エヴァット氏はどういふ考へであらうか」と重ねて尋ねたが、アチェソン氏は「日本へは次々に訪問者が来るが、来て見た人はいつも良き印象をうけて帰るようだ…」と云つて当面の間には答へなかった。尤もエヴァットは今夜十時に羽田について、アチェソンはマクアーサー官邸で午餐を共にしたゝめた程度であるから詳しい話はなかつたかと思ふ。

又自分から「加奈陀のクリヤー将軍が近く来訪する由に聞くが、カンベラ会議に出席するのであらうか」と質問したところ、アチェソンは電報をあげつゝ、「クリヤーは七月二十六日にアメリカを出發するといふから近日到着すると思ふ。自分の承知する限り同日カナダ代表ノーマンはカンベラに行く筈だが、クリヤーは行かない筈だ」と答へた。

最後に「私は近日エヴァット氏に面会する機会があるかと思ふが、その際は専ら日本の現状を説明するに止めて、講和会議に関する日本の希望条件等は必ずしも話す積りはない。私としては専ら米国の盡力に倚頼して我方の希望を達したいと考へゐる」旨を述べて置き、尚他の一二の小問題を話した上、会談約三十分にして辞去した。その際アチェソンは「八月二十日に出發して帰米の予定であるから、それ迄に尚ほお目にかゝる機会があると思ふ」と云つたので「私も是非それ迄に御逢いしたい」と答へた。

(別 添)

Now that the opening of a preliminary conference is reported to be imminent, the Japanese Government wishes to be permitted to convey informally to the Allied authorities its desires and expectations relative to

the peace settlement. If such permission is granted, we shall be ready to submit for their information detailed statements which will cover among others the following items:

1. Peace-making Procedure

We hope that the coming peace conference will be conducted in such manner as to convince our people of the justice and fairness of its procedure. It is highly important, we believe, that the Japanese are made to feel that this is not a dictated peace, but a settlement in which they have been permitted to take part, so that they will subscribe to it of their own free will, and be morally bound to abide by its terms.

2. Basis of the Peace Treaty

It is expected that the peace settlement will be made in accordance with the established principles of international law. We trust that the spirit of international equity and fair play which pervades the Atlantic Charter will be made the guiding spirit of the peace settlement with Japan.

The Potsdam Declaration was issued specifically for the purpose of giving Japan a chance to end the war. Hostilities ceased upon our acceptance of its terms. We have ever since faithfully observed the spirit and letter of the Declaration, which, we believe, will be made the basis of the peace treaty with its assurances, economic and otherwise, incorporated therein.

3. Voluntary Execution of the Treaty

It is desired that the Powers will permit Japan to execute the peace treaty on her own responsibility.

Once the peace treaty is concluded, the government and people have confidence in their ability to assume the responsibility for complete

fulfilment of whatever obligations they have accepted.

It is our hope that the Allied and Associated Powers will make it their policy to afford us an opportunity to demonstrate our integrity and to recover the confidence of the world at large.

4. Admission into the United Nations

We hope that treaty will provide for an early admission of Japan into the United Nations.

From the ruins of war and defeat we are emerging a new nation chastened and free, and thoroughly committed to the ways of peace. Our nation is eager to contribute to the ^(world's) progress by joining the United Nations.

Furthermore, it is thought that for unarmed Japan her membership in the United Nations will be a potent factor to enhance her sense of security.

5. Internal Peace and Order

Even if the Allied Occupation forces are withdrawn with the conclusion of peace, we feel we can manage, though totally demilitarized, to preserve peace within our borders, if given an adequate police force.

It is desired that the treaty will provide for an increase of our present police force to a level such as will be proportionate to our population.

6. Jurisdiction

Concurrently the nationals of the Allied and Associated powers residing in Japan possess a sort of an extraterritorial status, being exempt from the jurisdiction of Japanese courts.

It is expected that this anomalous situation will be rectified with the restoration of peace.

7. Territorial Question

The Potsdam Declaration leaves to the Allied Powers the disposition of

the minor islands adjacent to the four principal islands of Japan. It is desired that in the determination of their territorial status full consideration will be given to the historical, racial, economic, cultural and other relations existing between these islands and Japan proper.

8. Reparations

We are resolved to meet the reparations requirements at all costs, but it is desired that special care will be exercised in the determination of the character and scope of the reparations by keeping in view the following two points:

Firstly, to enable Japan to attain self-supporting economy and maintain reasonable standards of living. Secondly, to see that by the payment of reparations under the peace treaty Japan is absolved from all further obligations with regard to the war losses or damages suffered by other Powers or their nationals.

9. Economic Restrictions

It is hoped that no onerous restrictions will be imposed, except such as are necessary for the purposes of demilitarization, upon our trade, shipping, fishery and other legitimate economic activities of our people, in order that Japanese recovery may be facilitated and Japan be made a positive factor in the rehabilitation and stabilization of the world.

(欄外記入) (昭和二十二年七月二十八日 大臣ヨリ接)

平和条約締結後における日本の法的地位について

取扱注意

平和条約締結後における日本の法的地位

二二、七、二六

一、平和条約の意義と対日監督機構

(一) 平和条約の意義

連合國側としてはポツダム宣言や降伏文書によつて何も日本との間に國際約束を結んだとは思つては居らず日本と連合國は、これまで通り戦争関係にあるという以外別に新たな法律関係に入つたとは認めていないのである。従つてその日本の占領並びに管理は対日戦争を遂行する連合國最高司令官の作戦行動であり日本の主権は作戦の目的(即ち降伏條項の実施)を達成しようとする最高司令官に隸属(**be subject to**)するものと考えられている(一九四五年九月^(二十二日)降伏後における米國の初期の対日方針、一九四五年九月二十四日連合國最高司令官の権限に関する訓令)。

つまりポツダム宣言や降伏文書の條項の実施は國家による條約上の義務の自主的な履行という形を取らないで(日本政府をしてこれを行わしめると連合國側が自らこれを行うとを問わず)すべて連合國最高司令官の命令に基く行爲とされている。

これに対して日本側は降伏文書をもつて(ポツダム宣言の内容を含む)國際合意と考え合意は拘束するという國際法上の根本原則から右は勝者敗者の別なく均しく日本と連合國を拘束し従つてポツダム宣言や降伏文書にある諸條項の実施は條約上の權利義務の履行と考えたがただ我方に関する限り右條約上の義務の履行が連合國最高司令官の必要と認める限りその命令に従つて行われなければならぬ

というところに問題の特異性があると觀念せられた。

しかし平和条約が締結せられるとなればここに本來の対等な地位に立つ國家間の條約関係ができる訳であつて Oppenheim の表現を借りるならば “The chief and general effect of peace treaty is the restoration of a condition of peace between the former belligerents. As soon as the treaty is ratified or otherwise comes into force, all rights and duties which exist in time of peace between the members of the Family of Nations are ipso facto, and at once, revived between the former belligerents.” というのであつて、連合國最高司令官が日本の政府や人民に対し引続き戦時通りの作戦行動を行う余地は全然なくなる。よつて今日の S C A P と言うような機関はすべて解消しなければならぬ。すなわち

The authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander for the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate these terms of surrender.

という関係は平和条約の成立と共に全面的に解消するのである。ここに我々は講和條約の最も重要な意味の一つを見出すのである。

二、指令の効力と指令に基く國內法令

(一) 指令の効力

一、に述べた通り平和条約の実施により、降伏文書に基礎を有した、日本政府の連合國最高司令官に対する從属關係はここに解消し、従つて右從属關係に基いて從來發せられた指令はその成立の基礎を失い当然効力を失うこととなるべきである。

尤も講和條約において特にその効力存続を規定する場合は別であり、又その可能性あるのである。今春モスコウ會議においてオース

トリア講和條約が議せられた際、ソ連はオーストリア管理理事会がナチズム一掃の目的をもつて從來發した法令はそのままの形で講和條約後もオーストリア政府はこれを維持するという規定をなすことを主張し右に対し英國は、オーストリア政府が右理事会の定めた原則を維持すれば足りる旨主張し未決になつてゐるが、我が國としても、平和條約中に指令の効力存続が規定される場合にもせめて右英國案の線に止まるよう努力すべきである。

他面外交権の停止、連合國人の治外法権的地位の享有等主權國家の地位と相容れない種類の指令の消滅に関しては、何等かの形において明りような了解を遂げて置く要がある。

(二) 指令に基く國內法令

ポツダム宣言や降伏文書の條項を実施するためにSCAPの出した指令が形式的には全部効力を失うということになれば、日本政府はそれまでに指令の趣旨に添うために發出し、ない至改廢した國內法令をその意のままに改廢復活することが出来るかどうか即ちポツダム宣言の受諾、降伏文書の署名以後その條項の実施として採られた一切の國內法上の措置は日本が平和條約の締結の後にもそのまま尊重しなければならないかどうかということが問題となる。これは結局ポツダム宣言は平和條約締結の後にも日本の義務として残るのではないかという問題に帰着する。連合國側の法律の見解では元來ポツダム宣言や降伏文書は國際條約としての効力を有つものではなく連合國側の自律的なプリンシプルであるから平和條約によつてノーマルな國際關係が復活すれば、なお更彼我の間の法的規範とはなり得ない、そこで連合國側としてポツダム宣言の趣旨をもつて対日關係の今後をも律しようするならば、これを平和條約中に入れることによつて日本と連合國との間の國際約束の形に改めなければなら

ない。その際には日本も連合國も等しくポツダム宣言を内容とする國際法上の權利義務を負うのであつて、米國側從來の見解の如く日本と連合國との間の關係はコントラクチュアルベースに立つものではない従つて連合國側としてはポツダム宣言から何等法律的な義務を負わないというような見解は取り得なくなるのである。そうして例えばポツダム宣言の内容をなしている非軍事化というようなことが、新な合意によつて日本の國際法上の義務となつた場合、從來非軍事化の目的で指令に基づいて採られた措置、制定ない至改廢せられた國內法に變更を加えるということはその新たな條約の義務違反になるということが起り得る。しかもかくの如き國際義務の違反のうち特定の問題に対しては、既に述べたように平和條約あるいはその他の國際約束において連合國側が國際義務違反の存するや否やを自ら認定し、國際義務違反の存する時日本側の救正手段をまつことなく直接日本の國內事項に干渉し自ら救正の手段を講ずることを定められる公算が大きいのである。

三、駐屯軍の権限

平和條約その他の條約であるいは日本は連合國軍隊の駐屯ない至右軍隊による一部領土の占領を認めさせられることがあるかも知れない。右軍隊の占領ない至駐屯の様態については日本と連合國との間に更に詳細な合意の行われることが必要であり占領ない至駐屯軍の権力は右合意の範囲内においてのみ認めらるべきものである。その際右軍隊に対して國際法上普通外國軍隊に対して認められる治外法権的地位を與え更に前大戰の後のラインランドの軍事占領軍に認められた様に自己の維持安全のために命令を發出する權利を認めるだけでも既に重大なる主權の制約をもたらすものであるのに、何等かの形で対日管理が続けられ占領軍が自らこの管理に參與することになれば占領軍の権限はこれを機に飛躍的に

拡大せられ得べきことは今次連合國軍隊の占領により我々のつぶさに経験したところである。

もち論日本の態度としては平和條約の成立後において右平和條約が日本に課する義務の履行はあくまで日本がその自主的な意思に基いて行うべきであつて、占領軍が日本側に命令してこれを行わしむべきものではないという建前で強くフアイトし、又占領ない至駐屯軍の権限もその維持安全のために絶対必要の限度に限定するように務むべきである。

即ち具体的には前述駐屯に関する協定中（占領の形式をとることは可及的に避ける要がある。）において、特に

- (1) 駐屯軍が管理的権限を絶対に有しないこと。
- (2) 駐屯地域、兵力及び期間の可及的制限
- (3) 駐屯軍及び同所属人員の享有する特権及び免除の範囲の明定——可及的にわが主権制限の範囲を少くする要があるのはもち論であつて、この点につき米比共同防衛協定の内容に準じた規定になることが望ましい。
- (4) 駐屯軍の不法行為等に基づく損害に対する補償の規定
- (5) 駐屯費の駐屯軍所属國負担。

等につき詳細規定する要がある。

(二) 平和條約実施後における対日監督機構の本質

従つて平和條約の実施後においては、平和條約の條項の実施は國際條約の義務を履行する國家の自主的な行為という意味を有することとは明であり若し日本がその実施の義務に違反する時にはこれまでのように最高司令官の命令に違反するという形を取らないで國際條約に基く義務の不履行という形を取る訳である。右のような條理であるから、連合國側において講和條約履行監督のための何等かの機関を設けるのであろうが、それは日本が自主的に條約義務を遵守す

るのを監督する機関であつて、從來のSCAPの如く、日本の履行を命令する権限は、もはや持ち得ない。そして日本側につき條約不履行の事実があつても、これが履行につき日本側に要求するところは、法律的には飽く迄指令ではなく、通常的外交的要求であつて、日本は右要求に対し対等の立場で我方の見解を陳べて接衝^(折か)し得るものであり、從來のように一端指令^(命令)が来れば絶対に服従しなければならないのと異なる。

若し實質的に現在のSCAPと此の点につき同じ権限をもつ監督機構ない至管理機構が講和條約後も残存するが如きことあればそれは日本の主権侵害であり、独立毀損である。

此の点につき今春のモスコー四國外相會議において、オーストリア講和條約が議せられた際、講和條約実施後も占領中は管理々事会（指令権その他日本のSCAPと酷似した権限を有する）を繼續すべしと主張した蘇連に対し、英米佛が主張した「講和條約実施後かかる機関を維持することはオーストリアの主権侵害なり」との正論が対日講和條約においてプリヴェールすることが望ましい（モスコーでは英米は結局ソ連の主張に譲歩し連合國管理理事会は占領軍の撤退と同時に廃止されることとなつた）。

(三) 管理機関の管轄権の範囲

條理は右の如くであるが、若し平和條約において彼我の間に更めて特別の合意をして平和條約の義務の履行を確保したりその他の目的のためにある程度の直接管理を行うことになれば、こゝに平和條約に基いた対日管理が行われることとなる。

しかして右管理機関の権限は連合國としては、廣く非武裝化、民主化の各部面をカバーすることを希望するであろうが抑々日本としては既に高遠な理想主義的立場に立ち、武裝解除民主化の双方とも

これを我が國民理想として、自主的に推進すべく新生涯を発足したのであつて、わが國の側よりすれば右兩目的の実現に関しては、あえて外國の監督、干涉を要せず、「彼等が心配ならば違反について彼等の欲するが如き嚴重な制裁を規定すれば、すなわち可なり」との建前で押し度いのであるが、一步譲るとしても、一國の主權制限の範圍は可及的に極少に解すべき國際法上の原則に照らし、彼等の直接の安全に影響ある事項として、武裝解除に関する監督は止むを得ざるものとして認めるが、民主化については日本の自主的施策に委せらるべきを主張すべきである。

事物の性質から言ても一般に民主化の如き事項は他の強制を俟つべきものでなく、各國の自発的な努力に委すところに却つてその実効を期待すべきものである。國際連合も、この趣意を認め、安全保障に影響する事項については、安全保障理事会に一定の強制權を認めているが、經濟、社会上の問題に関しては、國內事項不干渉の原則を堅持し、經濟社会理事も單に勸告をなし得るにとどめている。^(会々カ)

万一武裝解除以外のことにつき管理をせられるが如きことがあれば、我國の獨立國家としての地位はもはや有名無実となるのである。

(四) 管理の期間

次にかゝる非武裝化の管理機關も、日本の非武裝化が無期限の建前なるの故をもつて、無期限にファンクションすることは主權制限の無期限化となるから認められない。たとえ原則論的にも、その有期限性の規定を主張すべきである。この点に関連しヴェルサイユ條約における軍事監督機關が、独逸の武裝解除の有期限性との関連において認められていたことは、注目されるべきである。

(五) 監督機構の主体

次に右監督機構(前述の如く非武裝化等特定の部門については管

理的機能の有するに至る可能性が多い)が出来るという想定の下に、右監督機構の主体につき、國際連合説、極東委員会構成國説等が傳えられている。後者はしばらく措くも國際連合による監督が実現するがごときことがあれば、それは、一面において國際機關による國際平和のための監督のヴェールの下に、單に戰勝國による監督のばあい比して、實質的に監督權限の強化、監督期間の長期化等を招來する可能性あるのみならず、他面我國民自身も無意識のうちに右ヴェールにまどわされ、國際領土的錯覺に陥り、完全獨立恢復の熱意を失う危險がある。

むしろ適當なる辞柄を設け、米國單獨ないし米國の優位性維持下に極東委員会構成國による監督を希望する方が得策であろう。

53 昭和 22 年 7 月 28 日 芦田外務大臣 会談
ホイットニー総司令部民政局長

芦田・ホイットニー会談

取扱注意

ホイットネー少将ト会見 覚書通報

七月二十八日午前十時ホイットネー少将を往訪して

近く開かるべき予備平和會議に際し日本政府の希望を非公式にアメリカ政府に申入れたと考へ片山総理と協議の上簡単な覚書を作製したと述べて別文の写を手交した

ホイットネーは寧ろ鄭寧に通読した上、これを如何にして日本政府の希望として通達するかの問題が残ると云つた

そこで私ハ実ハ去る土曜日アチェソン大使と面会し非公式に米國々務省へ傳達方を依頼したところ大使は快く左様取計ふべしと云ハれた。と答へた

(欄外記入)

私ハ一体この内容についてアナタはどう思ふかと述べたところ

ホイットニーは此等の点ハ殆どマクアーサーの念頭にあると云ひ、マ將軍ハ如何にすれば正しい平和条約が出来るかといふ点を心配して努力してゐる日本としては現在が最も慎重を要する時機であるとして、この文書も他にもれない用心をしないと日本に敵意を挿む国に利用せられるからと云つた

私ハ日本政府は極めて慎重に取扱い決して新聞その他に聲をあげるようなことはしない方針である旨を答へ、この覚書にある日本の希望は極めて公平な而も最少限度のものと思ふ、そして恐らくアメリカ政府の政策の線に沿ふものと考えてゐると附加へた

ホイットニーは政府の態度はよく了解してゐるからGHQはこの問題に期待して居る譯であると答へた
会見二十分間にして辞去した

(欄外記入) (昭和二十二年七月二十八日 芦田大臣ヨリ接)

編 注 本「別文」は51文書別添と同文のため省略した。

54 昭和22年7月28日

アチソンおよびホイットニーに手交した「芦田覚書」の返却について

取扱注意

アチソン及びホイットニー少将と会見、覚書返却の件

(昭和二十二年七月二十九日 芦田大臣ヨリ接)

七月二十八日午後アチソン大使及びホイットニー少将より夫れ夫れ別に会

見の申入があり、午後三時半にアチソン大使を往訪した。

アチソン大使は「^(一昨日カ)昨日の文書は熟読した結果、私は受取り得ないことを發見した、現在の国際情勢に於てかゝる文書が日本政府より出たことが国務省に知られることハ日本のために不利益であると思ふ、現に尾崎氏の議會に於ける提案の如きも中国政府より本司令部に正式の申出があつた、それ程にデリケートな事情にあるから、私からかゝる書面を取次ぐことは出来ないことを諒承して貰いたい」と云つた。私ハ次の如く述べた。

「御覧の如くこの文書は非公式に日本政府の米国政府に対する希望を表明したものであつて、現在の日本として極めてモデレートな希望であると信ずる。又形式としては、曾てヴェルサイユ會議に於て講和条約をイムポーズされたドイツは、約一週間位の期間を切つて条約に対するドイツの意嚮を表示することを許されたことを記憶する。それ故に日本としてもこの程度の希望を表示することは許さるべきかと考へたのである。

この覚書が不適當とされるのは、形体が悪いのか、内容に不可なるものがあるのか、又希望条項八項目の全部が不適當なのか、若くは其中のどれかが不適當なのか承り度い」

アチソンは極めて曖昧にどうも現在の日本は討議による平和會議を期待してゐる如く見える、それはアメリカとして困る旨を述べた。

私は、日本が討議による平和を期待してゐるとは申さぬ、それ故にここの覚書にも極めて非公式に希望を申入れると認めたのであつて、未だ聯合側の条件も承知しない日本として、条件を討議する等といふ段階に達したものは思はない。尤も、他日イムポーズされる条約案に対して、日本側の意思表示を許すや否やは、聯合国の會議に於て決定せられる問題であることは良く諒解の出来る点である。然しこの覚書はかゝる場合の意思表示とハ全く別のもので、單なる希望の表明に止るものである旨を述べた。

然しアチソンは「希望の表明と雖、今日かゝる文書を提示されるとそれ

自体が日本人の態度がアロガントであると解釋される虞があるから決して日本のためにならない」と云つて如何にも氣ノ毒だといふ表情で覚書を私に渡した。

「日本のためによくないとの御考はアメリカ側の同情の表現として感謝する。それで私は何等氣まずい思をしないで覚書を受取る」と答へた。

アチェソンは「この覚書ハ私が初から受取らなかつたものとして引取つて貰たい」と述べ、「わざわざ来車を煩して恐縮する」と重ねてものやさしく握手した。会談約三十分で辞去した。

ついで午后四時過司令部にホイットニー少將を訪ねた。

ホイットニー少將は覚書を机の上に置いて、次の如く談つた。

「この書類はマクアーサー元帥に見せた。元帥の意見では日本は平和會議に於て條約をイムポーズされる立場にある。然しマクアーサー元帥は公正な平和を結びたい方針であるが、今日の場合、日本政府又ハ日本の外務大臣よりたとへ非公式なりともかゝる書類を受取ることは、他の列国、殊に日本反對の国を刺激して日本のために不利を招くと考へるのである。だからこの覚書は私から御返しする。」

私はアチェソンに述べた趣旨を反復^(復か)しても何の役にも立たないと考へたから、極めて簡単に答へて次の如く云つた。

「現在の日本は沈黙して平和會議の開かれる幕まで待つことが賢明であるとの御意見であると諒解した。いづれ一度ハ日本の意見も開陳する機会があらうから、その時まで慎重な態度をとることにしよう。吾々は最近にもマクアーサー元帥が表示せられた意見——日本の立場に同情ある考慮——に信頼する。そしてアメリカの公正な精神に期待して、差当り沈黙をつゞけようと思ふ」と云つた。

ホイットニーは「それが最も賢明な遣口だ」と強い口調で述べた。ついで私ハ事務の問題について「私ハこの機会に貴殿の意嚮を伺つて置きたいが、

近く平和會議が開かれるとすると、日本政府でも必要な文書を準備したり、文献を整理することはしなければならぬ、吾々は凡てを頭の中にのみ蔵して置く譯にも行かない、そのために外務省内に一つのセクションを設けたいと思ふがGHQはどういふ考だらうか」と尋ねた。

「それはよろしい、吾々はそれをオーソライズする、然し大事な事は役人がそれを新聞記者に洩さないことだ、新聞記者達ハあらゆる機会にモノを壊そうと計畫する、日本の役人は口を塞ぐことを学ばなければならぬ」と云つた。

私ハ之に答へて「全く同見である。然し役人と新聞記者とが同じ陣営に居る譯でハないから、全体の道義心が問題となるのである」と述べた。かくて会談約二十五分にして辞去した。

55 昭和22年7月31日 片山(哲)総理大臣・芦田外務大臣
エヴァット豪州外務大臣 会談

片山・芦田・エヴァット会談

取扱注意

首相、外相のエヴァット濠外相との會談覺

(昭和二二・七・三一 終連 朝海記)

七月三十一日午前十時からブリティッシュ・コンモンウェルス・ハウスに於て片山首相、芦田外相とエヴァット濠外相との會見が行はれたが、會談は極めて友好的にして且つ非公式な雰囲気の下に行はれた

先づ芦田外相から別紙の如き内容を読み上げた處エヴァット外相は更に右を一讀してから、(1)日本の行った戦争に依り濠洲は大なる苦痛を経験したこと、殊にビルマ、シンガポール等に於て然りであつて、日本側は捕虜に対してのみならず一般被抑留者に対しても苛酷な取扱をなしたことを述べてから(但

し此の故に濠洲の対日感情がビターであることは止むを得ないといふ処までは露骨に云ふことは避けて居た様である)(2)但し日本の新憲法は民主的な文書である、これに依り日本の民主化が完成せらるべきことを期待する、政府の将来の任務と責任は重大であると思はれる、といふ趣旨を極めて座談的な口調で述べた

右に対し片山首相から、戦時中濠洲その他に対し御迷惑を掛けたことは恐縮であるが、日本の今後の行動はすべて新憲法に則り規律されるわけであって、自分は新憲法制定に際し社会党の総裁として、又芦田氏は憲法委員会委員長として貢献した、又自分は先般議會に於ける施政方針演説中に於ても日本の速かなる民主化、平和主義達成を國民に誓った次第であつた、依て日本が将来再び戦争を惹き起すが如きことは勿論、潜行的にも復讐を準備するが如きことは思ひも寄らざる処である、戦争中貴國が日本人の俘虜、日本將兵の遺骸の取扱に対し極めて人道的であつたことは感謝に堪へない、日本側も将来人道主義を堅持して行くから貴國及び中國等に対し脅威を加へると云ふことは考へられない、日本は眞に平和國家として再生しなければならぬといふのが政府責任者である自分と芦田氏の信念であり、自分等はその責務の重大なることを十分に自覺して居る、又社会党は労働運動を健全に導き、依て以て一方に於て共産主義を排除すると共に他方に於て超國家主義をも抑壓する方針である、社会民主主義に依り労働運動を導き、日本の労働組合を健全なる基礎に沿ひ進みたい所存である、従て極端分子の攻撃は、右よりすると左よりするとを問はず現在の日本政府はこれを容認せざるものである、講和會議の間近き折柄貴外相に於かれて、日本國民が新に生れ更つて立ち直りつゝある状態竝にこのため日本政府が努力をして居る次第を十分に了解せられ日本が世界平和のために貢献せんと眞摯な努力をして居ることに付今後一層の信頼と助言とを希望する次第であると述べた

右談話中エヴァット氏は一々首肯して居たが別に取纏めて意見の開陳はなく、

引續き雑談に入つたが、その際今首相が憲法に付き言及せられたが、(1)憲法に關する制定當時の討議の議事録を入手致したい、又(2)本日の會談は極めて非公式なものであつてその内容を新聞等に發表するものではないと了解する旨述べ十時四十五分會見を終つた

(別 紙)

Taking the opportunity of Your Excellency's visit to this country, I beg to submit a few thoughts on the broader aspect of the peace treaty for Japan.

As Your Excellency must be fully informed of the situation prevailing here by your able representative Honourable W. Macmahon Ball, I need not, I believe, go into details. The following points, however, will, I trust, deserve your attention.

1. First of all, I must point out that the Government and people of Japan, united in their determination of fulfilling the obligations set forth in the Potsdam Declaration, have spared no efforts to rule out the militarism which led our nation into a suicidal war.

Not only we have determined to repudiate the militarism forever, we are now trying to erect a new edifice amidst the ashes of war which is firmly based on the principles of democracy. Under the superb guidance and assistance of the Supreme Commander for the Allied Powers, a spiritual renovation has been taking place throughout the country. The Japanese people are embracing the cause of democracy full-heartedly even to the extent of congratulating themselves on the adverse outcome of the war, for it was the defeat that has emancipated them from the yoke of militarism, offering them an opportunity of democratizing themselves as a genuinely peaceful nation.

The progress of the spiritual renovation which is now proceeding in the mind of the Japanese people, needless to say, cannot be measured in the terms of day or year but in the terms of generation. Although there are multiple difficulties ahead of us, we are certain that we will succeed in the democratization of our country.

2. For a nation who has thoroughly repudiated the militarism, armaments are no longer necessary. As the Supreme Commander stated recently, the work of disarmament and demilitarization having been efficiently carried out, the military phase of the occupation has now been completed.

Our people are more than pleased with this state of affairs. Set free from the crushing burden of armaments, they can, in the future, concentrate their entire energy on the reconstruction of the country.

The fact that the Japanese people renounced war in the new Constitution is an eloquent proof that from now on they desire to live in concord and conciliation with all nations. Peace is the new standard that they now bear and they will carry it with endurance on the long road toward the goal of universal millenium. This being the case, there should be no fear whatsoever as to the recurrence of the so-called Japanese ^(menace) menace for Australia — or, for that matter, for any nation on the globe.

3. Our people are most anxious to resume a place of honor in the family of nations so as to contribute a share, humble though it may be, towards the enhancement of peace and prosperity of the world.

Therefore, they feel deeply concerned about the Peace Treaty for Japan which will, they understand, be discussed at the forthcoming Canberra Conference. It would be most encouraging if the Peace Settlement were expedited opening an avenue of new hopes for our people, giving them a

chance to fulfil their aspirations to serve the cause of peace. Otherwise, it would retard the smooth and speedy recovery of this nation along the line of democratic reform.

It is the earnest desire of our people to join the United Nations and in due course of time to vindicate their ability taking an active part in the service of mankind in general.

4. In order, however, to live in peace and contentment a nation must be assured of its economic existence. While our nation is prepared to pay for its past mistakes, they desire to be made able to maintain their own economy without being a burden upon others. To ensure a self-supporting economy together with a fair standard of living is, it seems, the best way to create such a condition which, in turn, will guard against the possibility of a nation going to extremes.

In spite of the severe handicaps, our people are trying their utmost to pursue “the middle of the way” course without leaning either to the right or the left. The recent election result is, as the Supreme Commander has pointed out, a testimony to it. This is, however, possible only when the economic life of the people is well stabilized which is unfortunately is not the case with Japan.

The Japanese Government is making its utmost endeavour to overcome various economic difficulties and the people, too, are united in their full cooperation to the Government’s efforts. It is our sincere hope that the Allied Powers would recognize our sincerity in these efforts and accord their moral and economic assistance to our country.

5. It is our desire to make contributions toward the welfare of the world through our industrial efforts by producing goods wanted abroad. Obviously,

for an over-populated country like ours who is suffering from the scarcity of natural resource trade is the only means to improve and enhance her economy.

That is the reason why we feel greatly encouraged by the resumption of trade in the near future. In this connection, it is happy to recall that the utmost cordial trade relations existed between the Commonwealth of Australia and Japan prior to the outbreak of the war.

We need your wool in great quantity in order to manufacture and export woolen fabrics. An early revival of the woolen industry, one of the mainstays of our industries, will certainly go a long way in rehabilitating our national economy.

Our people are looking forward with impatience to resuming the mutually profitable trade with Australia which before long will, it is hoped, expand to cover the rest of the British Empire.

56 昭和 22 年 8 月 1 日 朝海終戦連絡中央事務局総務部長 会談
プリムソル極東委員会豪州代表

朝海・プリムソル会談

取扱注意

極東委員会濠洲代表プリムソル氏と會談覺

(昭和二二・八・一 終連 朝海)

第一、今般エバツト外相と同行して来邦せる極東委員会濠洲代表プリムソル氏と八月一日帰濠のための退京直前に会談したが参考となるべき点左の通り (プリムソル氏は昨年一月マツコイ將軍を主班とした極東委員会が日本に來た折一行に加はって居り、その際面識を得、意見を交換

したことがあり、プ氏はその後濠洲に一寸立寄ったのみで、引續き極東委員会に於て濠洲を代表して居た由である)

第二、(1) 濠洲と日本の占領

我「昨年初頭来邦せられた折の日本と現在の日本とを比較しての感想は如何」

彼「先般來た當時とはすべてに於て相違して居る様である。殊に人の氣持が當時の虚脱状態とは一変して前途に希望を持ち又活氣を有して居る様に見受けられる」

我「濠洲は來るべき対日講和条約に於て toughest nut to crack であると傳へられる。昨日の首相、外相との會見に於てエバツト外相はその片鱗を示さなかつたやうではあるが、日本側としては濠洲の態度に付大なる関心と憂慮とを有してゐる次第である。卒直に云ふに御覽の如く荒廢し四つの島に閉ぢ込められた我々が今尚濠洲の「脅威」となり濠洲の態度を硬化せしむると云ふことは理解し難い」

彼「(toughest であることを敢て否認せず) 成る程現在の日本は無力に近からうが將來に付ては何人も見透し得まい。濠洲としては日本が眞に民主化せられ、平和化せられることに付ての保障を必要とするわけである」

我「斯る保障は如何なる形に於て求めんとするか、講和条約後は日本の占領は終るものと推察せられる」

彼「日本の占領は終るものと日本側は推察出来やうが米国政府も未だ正式に占領が終ると云ふ意思表示はして居らない。日本の占領が終るか否かに関する濠洲の見解は申上げられない。実はエバツト外相がマ元帥と話を要する点も此処にある。然し講和条約後はすべての問題の處理に付講和条約の範囲内で日本政

府に責任と、イニシヤテイヴを持たせることゝならうことは疑ひなく日本の管理は東京駐割の極東委員会代表外交官に依るか、何れにするもシヴィリアンの管理にならうと思ふ。但し斯るシヴィリアンに依る管理の下に於ても、若干の兵力を存置すると云ふことは考へ得られる。而して斯る管理の期間は例へば十年位と云ふことも想定し得る。尚日本は条約成立後は撤兵を希望するものと思ふ」

我「勿論然りであり加之撤兵後には日本の治安維持に関し合理的な考慮の加へられるべきを豫想して居るものである」

彼「警察の問題は講和会議で取上げられやうが、濠洲としてはシヴィル、ポリスの整備に付て敢て異論はない。但し自分は日本が秘密警察の再組織に着手して居るといふ噂を聞いたがこれは容認し得ない」

我「斯る噂は全く根據がない。日本の過去二年間の占領が独乙のそれと全く異なるところは日本人が誠心誠意を以て民主化に當つて居り潜行的にも何等逆行的行為のない点であり警戒的な貴官も少くとも過去二ケ年の実績に付てはこれを承認せられるものと信ずる」

彼「それは認める。但しエバツト外相も新聞記者会見でヒントしたやうに民主化には相当の時日を要することを指摘したい。(この点は昨日の首相及び外相との会見に於てエバツト氏から首相に対し座談的ではあったが民主化には時日を要する。この仕事は大きな仕事であると強調して居た点が想起される) 此の点で日本の長い眼で見た行狀の看視と云ふことが意味をなして来る」

(2) 日本に対する経済拘束

我「三十日のエバツト氏の新聞記者会見を見ると、日本の復興はアジア全体の経済的改善についての一般的計画の中の一部でなければならぬ。日本の国民が日本に依て荒された他の国民に與へられて居ない權益を獲得すると云ふことがあれば、それは不正であると云ふ意味のことを云はれた様である。この具体的意味を貴官は如何に説明して下さるか」

彼「それは一つはセキュリティの觀念から出て居る。濠洲としては日本に於ける軍需生産に轉換し得る産業の監視やら、殊に日本の輸出入の監視と云ふやうな基本的事案に付考慮を拂ふと共に、同じ理由から例へば日本に保有を許される船舶の大きさに付ても考へざるを得ない。又第二にそれはアジアに於て日本に荒された諸国に対するフェアネスの觀念から出て居る。例へば日本が食糧なり、産業の基礎物資なり、世界に於て需要の大きい物資に付配当を求むる場合、日本のみが比較的割の好い配当を受くるが如きことは公正でないと思はれるのである。(対日理事會に於ても濠洲外相から折に觸れ食糧の日本への比較的有利なる割当を指摘して総司令部の注意を喚起して居る点が想起せられる)」

我「右の考へ方は全く失望的である。何となればこれを突き詰めて行けば日本と条件の違ふ各国が而も何年を要して再建が成就するか判らぬのに、日本はその長い間足踏みをしなければならぬと云ふことに帰着するからである」

彼「生活標準を何時までも抑へて足踏みさせようと思ふのではない。自力で復興し向上し得る余地はあるわけであるが、何れにしても経済的な日本の地位に付ては濠洲は前述の如く考へて居る」

我「極東委員会は盛んに賠償問題を論議して居るやうであるが、
委員会は生産物賠償を決定した次第なりや」

彼「自分等も久しくこの問題を取り上げて居るが結論が出て居ら
ないと云ふのが現状である。従て生産物賠償に付ても何等決定
して居らない。生産物賠償の問題は前述のアジア諸国と日本の
経済の調整と言ふ見地からも考へ得べき余地がある」

(3) 講和会議のタイミング

我「貴国はカンペラ會議の後対日豫備講和會議の招請に應ずる方
針と承るが具体的には如何に計画し居らるゝや」

彼「濠洲は四国外相に依るヴィトーを含む方式に賛成しないこと
は御承知の通りである。そこで濠洲の計画としては今秋十月か
十一月の交極東委員會に代表される各国の高級の政治家なり外
交官なりが會合し先づ原則的の諸点を妥結せしめ細目の諸点に
付夫々委員會を設け専門家をして研究交渉せしめることとしア
ジャーンする。此の委員會の結果とも睨み合す必要があらうが
再び恐らく來年四五月の頃各国首脳者が會合して出來得れば講
和條約を其處で決定せしめ度い、これが濠洲の豫想して居る處
である。極東委員會は斯る委員會とは勿論性質を異にする。前
者は日本の占領に付ての政策決定機関であり後者は占領を終へ
て平和状態を作り上げんとする委員會であるからである。尤も
人員に付ては兩委員會に於て国に依り多かれ少かれ交流があら
うと思はれる。濠洲の対日感情は依然としてビターである。蓋
しボルネオ、マレー等に於て日本軍は戦争末期に至るまで惨虐
行爲を行つてゐたから對日悪感情は今尚濠洲人には生々しい、
結局これが解消には時を藉さねばならぬ、但し斯る悪感情の存
在するが爲に日本との経済關係なり對日講和條約成立なりに影

響を及ぼすことはないと思ふ」

第三、本會談に依り濠洲の左記の如き見解に付注意せられた

- (1) 講和條約成立後の撤兵に関し濠洲は傳へらるゝかの如き一部米国筋の
見解と異り留保的態度を持し居れりと認めらるゝこと
- (2) 日本の民主化平和化の現實の成績に付警戒的であり、民主化には長年
月を要し従つて此の間の監視を必要とする旨示唆して居ること
- (3) 日本に対する経済拘束を考へて居るが此れを條項にインプレメントす
る具体的腹案（輸出入の監視、船型の制限の如き）は恐らく既に準備
して居るものと見られること
- (4) エバツト外相の訪日はマツカーサー元師^(帥カ)と實質的に占領に付話合
を逐^(逐カ)げることにあつたかも知れないが、それよりも狙ひはカンペラ會
議に於て現地視察等で行つた濠洲外相の前記の諸点に関する發言を強
めるにあると本官は観測する
- (5) 濠洲の對日講和條約の時期に関する一應のタイミングが判明したこと

外務 次官、關係局長
本報告提出先 終連 總裁、次長

57 昭和 22 年 8 月 6 日

国際委員会設置に関する閣議諒解案

極秘

閣議諒解案

- 一、外務大臣の管理の下に「国際委員會」（假稱）を設け平和條約に關する各
般の問題に付き資料の整備及研究に當らせる。
右委員會は外務次官を委員長とし各省局長級より外務大臣が委員を依嘱
する。

（欄外記入）

二、右委員會の事務に當らしめる爲に外務省に審議室を置き所要の人員を配置する。

三、本件に関する經費に付ては別途豫算的措施を講ずる。

四、本件委員會は特に官制によらずその存在及活動は一切部外に漏れない様に特に注意する。

(欄外記入) 八月六日閣議諒承済

58 昭和 22 年 8 月 11 日 芦田外務大臣 会談
マクマホン=ボール対日理事会英連邦代表

芦田・マクマホン=ボール会談

取扱注意

(欄外記入)

八月十一日 マクマホン・ボール (英国代表) と会談の概要

濠洲に開かれる英聯合國打合会 (八月二十六日カンベラにて) に出席の爲めマクマホンボール帰国の趣を聞きその前に外相官邸へ食事に招待したところ、忙しいから自宅へ来てくれとの返事であつたから十一日の午餐に招かれようと回答した。

同日の午餐は二階の書齋にて差し向ひの食事であつたのは、内々色々話したい下心と見えた。

其際の談話の中注意すべき点次の通

一、貴下はカンベラ會議に臨まれるといふ事であるが、来るべき講和會議について日本人も多大の関心をもつてゐる。我國の一般感情とも云ふべきものを要約した書類を用意してゐるがこれは政府の覚書でもなく、又公文書でもない。もし興味をおもちなら、御読み下さいと述べたら「拝見しよう」と答へた。依つて私は別添の書類を渡した。

マクマホンは一々読み下して、その項目中で保有せんとする警察力について、又日本近海の島嶼について質問した。私は警察力については東京、大阪等に治安維持の爲め特殊の武装 (輕機関銃) 警察をもつことの必要、島嶼についてはシコタン、奄美大島等のことを説明した。其際賠償についても質問した (書類ハその儘マ氏に残して來た)。

二、マクマホンは会談終了後或ハ日本に帰るかと思ふが私ハ今後日本との關係については親善を図るよう努力したいと述べ日本に対して極めて親善的な感情を表示し、今日迄日本に対して手荒い言葉を述べたのは濠洲の輿論から致方のないことであつたと疎明し濠洲人の対日悪感情ハ今後五年か十年で消散すると思ふと云つた。大体として親日的であることは寧ろ意外であつた。

三、日本との貿易ハ今後盛んにしたいとの意嚮を述べ、尚エヴァット外相はマクアーサーと会談して全く意見が一致したとも云つた。エヴァットに逢つてどう思つたかとか、片山内閣ハいつ迄づゝかとか、保守政党の提携は出来ないかとか、内政上の問題について色々の質問を出した。私ハ自分の見解を率直に述べ、今後日濠關係の緊密に御互に努力したいと云つて、マ氏の誠意を感謝して置いた。

(別 添)

1. Basis of the Peace Treaty

It is expected that the peace settlement will be made in accordance with the established principles of international law. We trust that the spirit of international equity and fair play which pervades the Atlantic Charter will be made the guiding spirit of the peace settlement with Japan.

The Potsdam Declaration was issued specifically for the purpose of giving Japan a chance to end the war. Hostilities ceased upon our

acceptance of its terms. We have ever since faithfully observed the spirit and letter of the Declaration, which, we believe, will be made the basis of the peace treaty with its assurances, economic and otherwise, incorporated therein.

2. Voluntary execution of the Treaty

It is desired that the Powers will permit Japan to execute the peace treaty on her own responsibility.

Once the peace treaty is concluded, the government and people have confidence in their ability to assume the responsibility for complete fulfilment of whatever obligations they have accepted.

It is our hope that the Allied and Associated Powers will make it their policy to afford us an opportunity to demonstrate our integrity and to recover the confidence of the world at large.

3. Admission into the United Nations.

We hope that the treaty will provide for an early admission of Japan into the United Nations.

From the ruins of war and defeat we are emerging a new nation chastened and free, and thoroughly committed to the ways of peace. Our nation is eager to contribute to the world's progress by joining the United Nations.

Furthermore, it is thought that for unarmed Japan her membership in the United Nations will be a potent factor to enhance her sense of security.

4. Internal Peace and Order.

Even if the Allied Occupation forces are withdrawn with the conclusion of peace, we feel we can manage, though totally demilitarized, to preserve peace within our borders, if given an adequate police force.

It is desired that the treaty will provide for an increase of our present police force to a level such as will be proportionate to our population.

5. Jurisdiction

Concurrently the nationals of the Allied and Associated powers residing in Japan possess a sort of an extraterritorial status, being exempt from the jurisdiction of Japanese courts.

It is expected that this anomalous situation will be rectified with the restoration of peace.

6. Territorial Question

The Potsdam Declaration leaves to the Allied Powers the disposition of the minor islands adjacent to the four principal islands of Japan. It is desired that in the determination of their territorial status full consideration will be given to the historical, racial, economic, cultural and other relations existing between these islands and Japan proper.

7. Reparations

We are resolved to meet the reparations requirements at all costs, but it is desired that special care will be exercised in the determination of the character and scope of the reparations by keeping in view the following two points:

Firstly, to enable Japan to attain self-supporting economy and maintain reasonable standards of living. Secondly, to see that by the payment of reparations under the peace treaty Japan is absolved from all further obligations with regard to the war losses or damages suffered by other Powers or their nationals.

8. Economic Restrictions

It is hoped that no onerous restrictions will be imposed, except such

as are necessary for the purposes of demilitarization, upon our trade, shipping, fishery and other legitimate economic activities of our people, in order that Japanese recovery may be facilitated and Japan be made a positive factor in the rehabilitation and stabilization of the world.

(欄外記入) 八月十一日大臣ヨリ受

59 昭和 22 年 8 月 29 日

平和条約問題に関する研究業務の運営について

取扱注意

平和条約関係問題研究業務運営に関する覚 (二二、八、二九)

一、原則として関係各省間の協議に附する案の大綱は事前に審議室及び従来
の平和問題研究幹事会の合同会議に附すること。

但し右に先立つ研究段階においては、小範囲の直接関係者のみの会議
に附することを妨げない。

又問題の種類により右大綱作製に先立ち先ず関係廳との協議を要する
ものは直ちに右協議を始めること。

二、関係各省の協議を経て固った案及び右英文は再び前項の合同会議に附す
ること。

三、先方に提出以前に幹部会に附すること。

四、部内における原稿作製等の事務は別紙一覽表に記載の援助部課において
(省略)
担当すること。

五、各主題ステートメントの大綱(詳細な数字等の調査記入は後日に譲るも
可)は一應十日以内に完成して第一項の合同会議に附することを目途と

して準備をすること。

60 昭和 22 年 9 月 3 日

平和条約準備対策の現状についての意見聴取

四長老會談の件

萩原記

次官に代り昭和二十二年九月三日参議院議長官舎に於ける幣原、松平、佐藤、
吉田の四長老の會談に列席した。佐藤大使より會談の冒頭本日の話は芦田大
臣及次官には報告していたゞきたいが、それ以外には漏れない様に注意せら
れたい旨小生に述べられた次第もあり、席上の話を別紙の通報告する。但幣
原前総理の國際連合加盟反対論、吉田前総理の条約自主的履行に対する疑問
の外は実質的な論議はなく幣原前総理の懷旧談が大部分であつた。

(別 紙)

昭和二十二年 九月三日 午後五時 於参議院議長官舎

幣原前総理より

今次の對伊條約の會議等において伊太利全權の發言時間が三十分に制限さ
れたという話を聞いた。又ベルサイユ條約の時はクレマンソーが独乙全權
を叱咤して條約をインポーズした面白いアネクドットを聞いた。先日クリ
スチャン・サイエンスモニターの記者と話をした時にベルサイユ條約をこ
ういう形で結んだことが後になつてディクタットとして攻撃される原因と
なり、結局第二次世界戦争の原因になったのだという話をしたが、同記者
は米國には二つの意見があつて、日本に意見を言はしたりすれば際限がな

いから條約は結局インポーズするより他ないという考へ方と、過去におけるそういうやり方が悪かったので虚心坦^(懐か)に意見を聴くべきであるという考へ方と二つあって、自分個人としては後者の考へ方が正しいと思うが、米國政府の意見がどうであるかを知らないというような話をしていた。

との御話があり、萩原からは

伊太利全權の發言が制限されたかどうかは分らないが、本會議における發言は一回であつたらしいことを説明し、又ベルサイユ條約は独乙側のオールネゴシエーションの希望を却下し、結局最後通牒をもって受諾せしめた経緯を簡単に説明した。

松平議長より

今日は外務省側から特に説明することを準備せられたのか、という質問があり

佐藤前大使より

質問があれば返事をする準備をして来て貰いたいと依頼しただけであるが、平和條約の準備について外務省でどんなことをしているか一應説明して貰いたいとのお話があり

萩原より

外務省の準備状況を簡単に御説明し、芦田アチソン會談の次第も簡単に觸れて置いた。

右に對し吉田前総理より

アチソンとの會談と、エヴァットとの會談との時期的前後關係につき質問があり

又幣原前総理より

今の話の中に國際連合參加の問題があつたが、自分は先日GHQ、GSのウィリアムにも話したが、政府の意見は別として、自分としては國際連合加盟は絶対反對だという話をして置いた。その時私は日本が外國から侵略

されたというような場合に、自國の將兵を犠牲にして日本を守って呉れることは有り得ない。日本を侵略しようとする國があればそれはどうにもならない。併しそれだからと言って世界の輿論というものがない訳ではなく、結局長い眼で見ればよいのだということを話し、又米國は日本の援助に来て呉れるかも知れないが、それは米國の利害からすることであつて、國際連合があるから援助するのではないだろうという話をして置いた。

というお話があり、次で吉田前総理より

先程の外務省の意見の中で條約を自発的に履行するようにさせて貰いたいという点は too much ではないか、當然ある程度履行の監視はするのだろう。

というお話があり、萩原より適當に説明した。

幣原前総理より

その点については先日カーターという英國人の著書を讀んだが、それには平和條約はその履行に長い間かゝるものは、かゝる條項を決めることはよくない。少くとも一年位に履行を終るようにしなければ、得るものは敗戰國の反感のみで、敗戰國に独立自存の氣持がなくなってしまうということが述べてあつたが、極めて適切な意見だと思う。

というお話があつた。

その時どうも今日の會合を新聞記者がかぎつけて居らしいというお話があり、松平議長より官舎に新聞記者が來たこと、幣原前総理より午后議會に寄つた際議會でなんの為に集まるのかという質問を受けたとの話あり、萩原からも役所を出る直前新聞記者が平和會議の全權でも誰にしようかという相談でもあるのかという質問を受けたと述べた。

幣原前総理より

平和條約の話をしたというようなことが新聞に出るとGHQの關係が面白くないかも知れないし、又保守政党的の結成とか、そういう方面に新聞記者

が気を廻して居るらしいと述べられ、

吉田前総理より

そういう誤解を受けて御迷惑なら退席しようかという話があり、
それでまアそう言はずに食事でもということで、食事を終って吉田前総理は
直ぐ退席した。後に松平、幣原、佐藤の三氏が残られて全く雑談をし、平和
條約に関係する問題は殆ど出なかった。

61 昭和22年9月13日 鈴木(九萬)横浜終戦連絡事務局長 会談
アイケルバーガー第八軍司令官

鈴木・アイケルバーガー会談

付記1 昭和22年9月13日 アイケルバーガーに手交した平和条
約締結後における米軍の駐屯に関する文書

付記2 上記と文

平和條約成立後の我國防問題

(第八軍司令官との會談)

(一) 本年三月十七日「マックアーサー」元帥が對日平和條約を出来るだけ
速かに成立せしめ、成立と同時に占領軍を撤退せしめ、撤退後のことは國際
連合に依託するという趣旨の聲明をした時第八軍「アイケルバーガー」司令
官から鈴木に對し右聲明に對する意見を尋ねたので「平和條約の早期成立は
吾々の衷心希望する所で右聲明は感謝に堪えない、日本としては既に戦争抛
棄、非武装、國家安全國際連合依存の國是を決定したのであるが、米蘇の關
係等から國際連合は未だ期待された機能を發揮するに至って居らないので同
連合が最近の將來に於て直ちに日本の監視を引受け得べきや疑問がある、そ
れは當時對独平和條約問題を論議して難航を續けて居る「モスコ」四國外

相會議及び期待を裏切って居る國際連合に對する牽制であつて、日本の將來
が連合に結びついて居る為め之に言及したので、米蘇關係でも急速好轉せぬ
限り平和條約成立後の日本のことに関する点は少々理想的な聲明と云うべき
ではないだろうか」と陳べて置いた。

右に付ては「アイケルバーガー」司令官も大体同意を表して居たが、
八月二十八日面會の際は同日の日本「タイムス」に掲載された八月二
十五日附華府UP電報中に左の様な一節があつた点に付自分の意見を
求めたことがあつた。

“Robert P. Patterson, the retiring Secretary of War, said the army
authorities probably will continue in charge of the United States
occupation zones of Japan, Korea and Germany for a long time to
come.

Mr. Patterson said that long-term occupation control by the army
was likely; despite proposal advocating that the State Department
should take over these areas.....”

同日司令官はGHQは一九四八年中(暦年、豫算年度にあらぬ意味)
に解消すべき旨同司令官は少くとも同年末迄日本在任の旨本國から指
示があつたと内話した。

(二) 九月五日終連中央事務局吉澤及山形兩次長と同道司令官を往訪した際
鈴木に對し「近く陸軍省の招電に依り一時帰國に際し米第八軍として
何時迄日本に止まるべきかの問題——national prideの考慮のあるこ
とは承知して居るが米軍が何時迄居るべきかの問題に付二人限りの話
として意見を聞かして呉れ、今日即座とは言はぬから来週水曜(九月
十日)に再び會うことにしよう」と話があつた。

右は九月五日中に兩次長より芦田外務大臣に報告打合はされ九月八日
鈴木上京吉澤次長、岡崎次官、太田総務局長、萩原條約局長と協議の

結果、假令全然個人の資格にせよ書き物にて意見を交付することゝし
唯だ右書き物は九月十日迄には纏らぬので九月十日の會見には其の含
みにて應酬することゝし主に七月末芦田外務大臣から故「アチソン」
大使及GHQの軍政部長「ホイットニー」^(准カ)準將に交付された「對日平
和條約日本側要望」の寫を交付することとした。

(三) 九月十八日^(十日カ)午前八時約に依り司令官を往訪し出發前の忙しき中を約一
時間會談したが其の要領左の通り

司令官より自分はGHQの人々と異なり一定の構想の下に具体的な
「プラン」を作らねばならぬので今度一時帰國に際し貴下の意見を参
考に聞きたいと思った次第である。連合軍が引揚げた後赤化分子乃至
「ソヴィエツ」が日本に滲透して来て終に間近の南樺太、千島辺か
ら一夜にして日本に侵入する様な事態も考えられるので、之が對策を
研究して居る。國內赤化の危険に付ては一應日本の constabulary を増
強することゝするが「ソ」兵の侵入する様な事態に付ては沖縄「グア
ム」等から睨み、イザと云う場合浦塩その他の要点に原子爆彈を落す
ことも考えられるが、一夜にして北海道の都市を占拠すると云う様な
場合日本人住民との関係で爆彈を落せぬという様なことゝなるかも知
れぬ。如之比島で米國が作った飛行基地を日本の航空隊に占領された
様に日本の航空基地に「ソ」の落下傘部隊が降下して之を占領する
という様なことも豫想される次第である。此の「ソヴィエツ」乃至共
産主義が日本に這入ることに付ては比島及濠洲も重大な関心を持って
居ると陳べた。(約一ヶ月前位に會見の際は米の空軍は沖縄等から睨ん
で居れば大丈夫と言って居るが、それだけで充分なりや——(陸軍が
居る必要ありとの意と解された)——疑問があるとの趣旨を陳べた。
司令官は最近来日した空軍の「ジェネラル、ケニー」等とも協議した
旨を内話した。)

之に對し鈴木よりお尋ねの点に付ては御出發の前日たる十三日(土)
迄に多分書き物で、依然自分の私見ではあるが少し具体的な意見を差
上げられると思う。然し同日は充分お話する時間も無いであろうから
今日少しく詳しくお話して見たい。實は對日平和交渉の豫備會議も近
く開かれようと言う報道も出始めたので芦田外務大臣より「アチソン」
大使に對し同大使があゝの不幸な惨事の發生した飛行機旅行に出られる
前に The Japanese government's desires and expectations relative to
the peace settlement と言う趣旨の書き物を極めて非公式に交付され
た。右は又同様GHQの^(民カ)軍政部長「ホイットニー」^(准カ)準將にも交付され
た。此の中にはお尋ねの問題も抽象的乍らある程度觸れて居るので極
秘御参考迄に極めて非公式に御覽に入れたいと思うと述べて交付した。
そして唯だ「アチソン」大使及「ホ」^(准カ)準將の態度は非常に好意的であ
ったが右書き物は間も無く兩人から芦田外務大臣に對してGHQとし
ては此の種の書き物は假令非公式にもせよ受け兼ねると言つて返され
た事實は為念申上げて置きたいと追加した。

司令官は非常に喜び、自分はこれを持って帰る、今度は「マーシャル」
元帥にも會うだろうがこれは参考になると述べた。

鈴木より書き物の内容に付指し示しつゝ(a)其の第三点に於て「連合國
が平和條約の実施を日本自身の責任に任せんことを希望す」という項、
(b)其の第四点に於て條約が日本の早期國際連合加入規定を挿入する
ことを希望し之により其の國防の安全を得たいと希望する項、(c)國內
の秩序安全維持に付て假令平和成立後連合國軍が撤退しても充分にし
て適当な警察力を得れば之が維持を全うし得と信ずる旨の項、又第六
点の「アライド、アンド、アソッシエテッド、パワーズ」の國民の
日本國內に於ける裁判管轄權も此の点に関係あり平和條約成立と共に
之が日本側に帰することを希望する項を説明した。

右に對し司令官から國際連合の現状は困った次第だが、一体連合の「プレスティージュ」は昨年に比し本年は上がったと思うが何うかとの質問に對し、去年は今年よりも未だ連合に對する一般の期待が大きかった様に思う。本年は「インドネシア」問題で一應の成功を収めた様に思うが、漸く連合の將來に對し悲觀説が多くなる様に思う。自分は國際連盟に四年間居った経験から両者を比較して考えて居るが、連盟は大小國共平等の原則を強くとり過ぎて失敗し、連合の方は大國の地位に重きを置き過ぎ殊に拒否権を「ソヴィエツ」に濫用されて行詰つて居ると考える。日本としては戦争中から又終戦後外界との連絡が不十分で國際情勢を充分正確に把握出来ぬ嫌があるが、日本は前述のように(1)戦争拋棄、非武裝、(2)國內治安警察依存、(3)國際連合加入—^(歐カ)國防連合依存を國是とした。然し其の肝腎の連合が充分の機能を發揮せず頼りにならぬとあつては一大事である。根本は米蘇關係の將來であろうが、其の見透しは如何でせうかと尋ねたのに對し、此の点は最初にも述べた通りで実は「ヤルタ」で「ローズベルト」大統領が餘りに譲り過ぎ南樺太と言い、千島と云い漁業権と言い滿鮮の現状と言い正式の媾和會議ではとても獲得出来ぬ大きなものを握って終つたと應へた。

鈴木より日本として連合依存を國是とした故三月十七日の「マ」元帥の聲明も平和條約成立後は連合に任せると一應言はれたと思うが、最近の聲明の中には若し連合が此の種の責任が取れぬとすれば余り役に立たぬ組織だと言う様な趣旨のことが見えた。何時迄も米蘇の關係が改善されず連合の眞の機能が發揮されぬものとすれば日本としても何等か斯かる事態に對処する方法を考えねばならぬと思う。唯だこれは決して戦争拋棄、非武裝の大原則を変改する趣旨でないことは勿論である。

一体終戦以来、平和條約成立後の保障占領——然も相當長期の——が云々されて居たが、最近は餘り聞かない様に思うところ、これは保障占領と言う觀念は消えんとしつゝあるものでせうかと問ひたるに對し、司令官は此の点は一致した意見(**consolidated opinion**)は未だないようで結局平和會議にならねば決定せぬと思うと答う。

鈴木より要之現在の國際狀勢の關係上保障占領よりは次第に國際安全の一環としての日本の安全の問題と言う方面に移行して行きつゝある様に思う、此の点に関し横須賀の「デッカー」海軍大佐は二ヶ月位前に米國の新聞記者に對し米海軍としては平和條約成立後日本と協定を結んで横須賀の基地に止まりたいと聲明し、最近來朝した「ジェネラル、ケニー」も米空軍の為の日本の基地に付右に近い様な聲明をされた様に記憶するが、と言つたのに對し「デッカー」大佐は特別だ、同大佐の希望として陳べたという趣旨であらうと答え、保障占領から安全駐兵への移行と言う点は「グット・ポイント」だと述ぶ。

次で司令官より第八軍としては何時頃——何年後に——撤退すべきことになると思うかと質問ありこれに對し左の趣旨を答えた。

伊太利に對する平和條約の例を見るに條約發効後三ヶ月という規定があり本年二月に署名し、八月に「ソヴィエツ」の批准を得て發効し即ち署名後六ヶ月で發効した。若し日本の平和條約に對して同様の勘定をすれば報道される様に來春署名するとして發効が年末、其の後三ヶ月として大体一九四九年春頃ということに一應なるのではないかと思う。(「ソ」は結局は對日平和條約に這入るにしても其の「タクチク」は出来るだけ交渉を長引かせようとするのではないかと思うので「ソ」の態度が問題だ)。兎に角結局一應は二年近い時間がかゝると思う。茲に問題となるのは政府としては平和條約成立以前に警察力の増強を希望して居ると思うが、今直ちに増強することに對し困難あるやに丁

解して居るが訓練等に相當の時日を要するからこれをなるべく早く始め、それに應じて幾分進駐軍数も漸減するという風に出来れば好都合かと思うがと言へるに此の問題に付ては未だはつきりせぬ点があるようだと答う。

(四) 右會見の様子は十日午後本省に於て吉澤次長、岡崎次官、太田総務局長、萩原條約局長等に報告し十三日交付すべき書き物を協議し右案は更に芦田外務大臣十二日朝関西より帰京後其の決裁を得別紙の英文を得た。九月十三日朝約に依り往訪したが丁度出発の前日である為幹部將校等多数詰め掛け混雜して居たので別紙英文を極秘且個人的私見として交付するに止めた。司令官は大いに喜び飛行機の中で悠々讀むべしとて受取った。

十四日朝羽田飛行場から出発の豫定であつたが颱風の為延期となつたので司令部に往訪したら幸ひ會見が出来た。

鈴木より昨日の書き物に目を通す暇ありしやと問ひたるに對し御承知の有様で實際まだ目を通して居ないとの答へであつたので平和條約に對する我方一應の立場は十日にお渡した書き物に述べてあり昨日は御質問に應じて平和條約成立後の我國防問題に付(駐兵問題に付)私見を陳べた次第であると説明した。

司令官より明年六月終に平和條約出来次第「マックアーサー」元帥は帰國しGHQとしての存在は終止することとなり米軍撤退後のことは平和條約にて決まらると思ふ。或は海軍は米に任し、陸軍は「ソヴィエット」(或は支那)という如き考もあり得るかと思ふが、それは危険至極なるべし、結局米軍が二、三年にて撤退するとして其後に直ちに「コンミュニスト」が出て来ても困る次第なり。Constabularyを増強しても果して國內治安維持に充分なるべきや疑ありと陳ぶ。

仍而二月一日「ゼネスト」の経験に徴するも斯の如き場合果して十萬

ソコソコの警察力で事態を押へ得るか疑問にて結局米國の御努力により平和條約促進の機運動き居るも米蘇關係改善せず國際連合の機能動かずとせば日本としては米日間に特別の協定を結び日本の國防は國際安全の一部として米國に任すべきであらうというのが其の方法細目は別として自分の書き物の結論で、又これは國民多数の考であると自分は信じて居る旨を陳べた。

司令官は最も熱心に之を聴き自分は結局國連に大きな期待は掛けられぬと思う。書き物は飛行機の中でよく讀み米國に於ては各方面とも意見をよく交換して来たいと思うと陳べ右結論に對しては満足氣に見受けられた。

尚十四日朝司令官副官「ギボンス」少佐と雑談の際十三日の新聞に報道された「サムナー ウエルズ」の米軍が早期に日本から引揚げればそれこそ「ソヴィエット」の思う壺であるという聲明に言及した處同少佐は米國では「ウエルズ」と同意見のものが非常に多いが、日本側では平和條約後も米軍に居て欲しいというものもあるが、之に反對のものも少くないやうではないかとのことであつた故國民の大多数は米國に依頼して國防を全うするより外ないと考えて居ると思うと陳べて置いた。

結局司令官は九月十五日朝颱風に拘はらず羽田より出発し自分も特に之を見送つたが混雜の為挨拶を交はすだけで右書き物に對する具體的意見を聴くことは出来なかつた。右は十二月初同司令官日本へ帰任の後とならう。

(付記1)

The stationing of armed forces in Japan by the United States and other Powers after the conclusion of peace is a question which has many

implications and requires, therefore, careful considerations from various angles. However, in compliance with your request, I venture to state frankly my views on this question which must be regarded as entirely personal.

1. Let us assume that American-Soviet relations will improve to such an extent as to warrant elimination of all apprehensions about world peace.

In this case, I believe Japan's independence can be fully guaranteed by the United Nations. As long as the United States and Russia are to cooperate wholeheartedly to ensure world peace, it may be expected that the United Nations will soon function properly as the guarantee for peace. Then Japan, demilitarized but provided with police forces adequate to maintain internal peace and order, can afford to wait for the United Nations to provide her with security without the fear of any danger to her independence.

2. Let us now assume that unfortunately American-Soviet relations do not improve, causing world-wide unrest.

In such a case, the measures to be taken will vary according to the degree of the gravity of the situation. Not being in a position to know how the relations between the two countries actually are, we cannot consider the question but in general terms. The matter can be approached, to my mind, from two different angles: — A) preservation of Japan's independence and security and B) maintenance of her internal peace and order.

A) As the means of preserving Japan's independence and security, the United Nations' protection readily suggests itself, but it can hardly be relied upon in such a situation as assumed above. There are other alternatives conceivable. For instance:

a) The effect which the stationing in Japan of American forces in connection with the supervision of the execution of the peace treaty will

have on the security of Japan. Such stationing of armed forces will undoubtedly serve as a guarantee against aggression.

b) The conclusion of a specific agreement between Japan and the United States, by virtue of which the former's defence is entrusted in the hands of the latter.

It is to be presumed, at all events, that the United States will maintain sufficient military strength on certain strategic points in areas outside of but adjacent to Japan.

Such specific agreement as mentioned in b) above would have provisions that if and when Japan's independence and security is threatened (that is, peace of the Pacific is menaced), the United States may, after consultation with the Japanese Government, send her armed forces into Japan and use military bases there. Of course, the necessary stipulations will have to be made, under which the military bases can be constructed and maintained in Japan as satisfactorily as possible to the American requirements.

Such an agreement, without compromising Japan's independence in peace time, will permit the United States to make full use of the bases in Japan in cases of emergency. Moreover, the fact of the existence of such an agreement will be a powerful check upon any third Power which might contemplate aggression upon Japan, which would be tantamount to a direct challenge to the United States.

B) The maintenance of internal peace and order is a question that is to be considered separately. Past experiences have shown the extreme difficulty of controlling by the existing police forces such agitations as the one reportedly planned for the general strike to be carried out on February 1 this year. Such communistic agitations will likely be repeated and gain strength

in the future if American-Soviet relations deteriorate. It is of course up to the Japanese Government to formulate all possible measures for combatting the Communist menace, and the strengthening of police forces is, I think, one of such measures.

In brief, my conclusion is that in the case of the worsening of the world situation the best measures of guaranteeing Japan's security is for her to conclude with the United States a specific agreement against aggression by third Powers, and at the same time to reinforce her police forces on land and water. I would like to see our security guaranteed by the United States until such time when the United Nations will properly function in accordance with the provisions of the Charter.

September 13, 1947.

(欄外記入) 13 Sept 1947 鈴木局長よりアイケルバーガー將軍へ手交

(付記2)

(昭和二十二年九月十三日)

平和回復後米国その他の国が日本に軍隊を駐屯させることは種々の関係を含み従て色々の角度から慎重に考慮すべき問題である。然し乍ら貴下の要求に従い自分は本問題につき率直な意見を述べて見るのであるがこれは全く個人的意見と看做さるべきものである。

一、米ソ関係良好となり世界平和に関し何等不安なき場合。

この場合は日本の独立保全は国際連合によって守られ得るものと信ずる。米ソが相提携して世界平和を確保しようとするならば国際連合も速に平和の保障として立派に活動するであらうし日本は軍備はないけれども国内の安寧と秩序を維持するに十分な警察力さえあればかかる状態におい

てはその独立を脅威される心配もないであらうから徐ろに国際連合によってその安全を保護されるのを待つ餘裕があると思われる。

二、不幸にして米ソ関係改善せられずして世界的に不安の生ずると假定した場合。

この場合は事態が如何に重大かということによって執るべき措置も異なるわけではあるが日本側としては両国の関係が実際にどうであるかを知らないのであるからここには問題を單に一般的に考慮する外ない。本件は自分の考では二つの異った角度から考えられると思う。即ち (イ) 日本の独立保全と (ロ) 国内の治安維持である。

(イ) 日本国の独立と安全とを保障する方法として直ぐ心に浮ぶのは国際連合の保護であるが前記のような状態を假定するとこの保護は殆ど信頼し難い。そこで他の方法が考えられる。

例えば

(I) 米国の軍隊が平和條約の實行の監視に関連し日本国内に駐屯する結果が日本の安全に對し齎す影響。かかる軍隊の駐屯が侵略の保障となることは疑ないところである。

(II) 米国と日本との間に特別の協定を結び日本の防備を米国の手に委ねること。

何れにしても日本に近い外側の地域の軍事的要地には米国の兵力が十分にあることが予想される。

かかる特別協定の内容は日本の独立が脅威せらるるような場合 (これは太平洋における平和が脅威されることを意味する) 米国側は日本政府と合議の上何時にても日本の国内に軍隊を進駐すると共にその軍事基地を使用出来る。又必要の規定を作り日本国内の軍事基地の建設、維持は極力米国側の要求を満足するように計る。

かかる協定は平素において日本の独立を保全する方法であり且萬一

の場合は米国側が十分に日本の基地を利用し得ることであって又かかる協定がある限りは日本の独立を冒そうとする第三国は直接アメリカに對し敵對行為をするに等しいことになるからその行動を慎むであらう。

(ロ) 国内の治安維持はこれを別個に考慮しなければならぬ。本年二月一日に實行を計画されたゼネラル・ストライキの如き騷擾を現在の警察力で抑制することの非常に困難なのは経験の示すところである。然るにかかる共產主義的の騷擾は米ソ關係が悪化するに従い今後も繰返され且その力も強まるものと思はれる。勿論日本国内が共產化するような危険を防止するためには政府として有ゆる措置を講ずべきは勿論だがその一としてはやはり警察力の増加が必要であると思ふ。

以上の点を要約すれば国際的不安の増大する場合日本の独立を保障する上の最良手段は一方においては米国との間に特別の協定を結んで第三国の侵略に備えると共に国内の警察力を陸上及び海上において増加することにある。少くとも国際連合がその憲章の規定に基づきちゃんと動き出すようになる時までは日本国民は米国によって国の安全を保障されたいと希望しているものと思う。

62 昭和 22 年 9 月 15 日

審議室の設置およびその運営要領内規に関する高裁案

極秘

昭和二十二年九月 四日起案

昭和二十二年九月十五日決裁

主管 総務局長㊤ 主任 総務課長㊤

大臣㊤

次官㊤

人事課長㊤

会計課長㊤

祕書課長㊤

條約局長㊤

調査局長㊤

管理局長㊤

情報部長㊤

終連総務部長㊤

西村総領事㊤

高 裁 案

審議室の設置及びその運営要領内規に関する件

本年八月六日閣議りよう解の趣旨に基き外務省内規として官房に審議室を設置しその運営要領を別紙の通り定めることと致し度い。
右高裁を仰ぐ。

(別 紙)

審議室運営要領内規 (案)

(昭二二、九、一五決裁)

一、平和條約に関する各般の問題につき資料の整備及び研究に専任せしむる爲本年八月六日閣議了解の趣旨に基き外務省に新たに「審議室」を置く。審議室は委員会、幹事会及事務室をもつて構成する。

二、審議室委員会の構成は左の通りとする。

委員長

外務次官

委 員

外務省総務局長

同 條約局長

終連 総務部長

法制局第一部長

經濟安定本部官房長

内務省警保局長
大藏省官房長
司法省刑事局長
文部省調査局長
農林省総務局長
商工省総務局長
貿易廳総務局長
運輸省官房長
逓信省総務局長
労働省労政局長
厚生省 局長

三、審議室幹事会の構成は左の通りとする。

幹 事	(常任)	総 務 局 長
	(常任)	條 約 局 長
		西 村 総領事
		調 査 局 長
		管 理 局 長
		情 報 部 長
		終連 総務部長
幹事補佐		久保田 総領事
		小長谷 総領事
		島 参事官
		宮崎 参事官
		終連 政治部長
		同 経済部長
		同 管理部長

同 賠償部長
総務局総務課長
條約局條約課長
千葉 事務官
三宅 事務官

幹事補佐には右のほか必要に應じ追加指名することができる。

四、常任幹事は研究題目を決定し幹事及び幹事補佐中よりその主査を指名する。

主査の研究については関係局部課は全面的に協力するものとする。第一次研究題目の担当主査及びその援助部課は別紙^(省略)の通りとする。

研究完了題目については常任幹事は幹事会を招集して調整の上委員長に提出するものとする。

五、審議室委員会は平和條約準備全般に関する各省との連絡のため随時これを招集する。

特定研究題目については当該関係省の委員(又はその指定する局課長)と外務省側主査との小委員会をつくり共同研究を促進するものとする。

常任幹事は必要に應じ各問題の主査全部の会合を開き研究の連絡調整を図るものとする。

六、審議室に事務室を置く、事務室の職員は條約局條約課を主体として構成し條約課長を事務室主任とする。

事務室専任職員として新たに三級官二名、タイピスト英文、邦文それぞれ二名づつ、給仕一名を配属する。

事務室は審議室各種会議の招集、資料の整備、各主査の作成せる研究の英訳及び印刷(日本文原稿完了までの事務は主査及び援助部課がこれに当る)並びに一般の庶務を担当する。

(備考) 本年三月二十二日決裁「外務省機構改正に伴う事務分掌及び業

務調整内規」第五項により設置せられた審議室は名称を参事官室と改める。

63 昭和 22 年 9 月 19 日

安全保障問題への我が方関心につき米国政府へ伝達方

芦田よりドレーパー^(編注)へ依頼について

米陸軍次官ドレーパーと外務大臣との間には特に会見の機会なかりしたため九月十九日夕刻ドレーパーと閣僚との会見の機会に数分間の立話があつた

外相は日本国民の最大の関心は平和条約の締結であるが、之に比しても劣らない問題は平和後に於ける安全保証^(障カ)の問題である

我方からイニシアチヴをとる時期ではないが、この問題について日本人が深い関心をもつことを御帰りの節本国政府へ御話し置を乞ふと云つた

ドレーパーは国際関係の恒常でない今日それは尤なことだ、よく考へるようにしようと答へた

九月二十日 芦田 均

編 注 ウィリアム・ドレーパー米国陸軍次官。

64 昭和 22 年 9 月 24 日

平和会議の見通しおよび日本の安全保障問題等について

芦田とガスコイン^(編注)の対話

講和會議関係雑件

英大使ガスコンニユと外務大臣との対話。

昭和二十二年九月廿四日、英大使官邸に於ける晚餐會の機会に二三の点につき對談した。その中、注意すべき点左の通。

一、講和會議の見通しについて英國大使はソ聯及び中國最近の動向に見て予備會議は予定より多少遅延するかと思はれるが、大体こゝ十八ヶ月位にて平和事態に入るものと考えたと述べた

二、エヴァットの日本訪問は極めて有効 (Instructive) であつた。あれはよかつたと云ふ

三、私から日本の安全保証^(障カ)問題について話しを切出し

若し貴下が私の地位に在つたらどうすれば良いと思ふかと尋ねた

英大使は直接之には答へず、極めて自然に『吾々はアナタ方を保護する

(Protect you)』と即座に發言し『但しこれは公式に云ふのではない』

と断り、『この問題もアメリカは眞面目に考へてゐる』と述べた。ついで、

『日本を衛るには本土内に駐兵の必要はないだらう』と云つたから、『本土の飛行場を防衛するため、若くは千島樺太から北海道を守るため、本土内に駐兵の必要がある場合も考へねばなるまい』と私から述べたところ『それも尤な議論だ』と答へた。

四、英大使はこの秋出發して報告の用向のため本國へ旅行する旨述べた。

九月二十五日朝記 (芦田)

65 昭和 22 年 9 月 30 日

キャンベラ英連邦諸国会議について

昭和二十二年九月三十日

キャンベラ英連邦会議

條約局條約課

会議の構成

対日講和に関するキャンベラ英連邦諸国会議はオーストラリア連邦の主催によつて、八月二十六日から九月二日までオーストラリアの首都キャンベラの議会議事堂において開かれた。本稿はその会議の模様をまとめたものであるが、会議そのものが主として秘密会議である関係上資料に乏しく、従つて不明の箇所が多いのは遺憾である。

会議に参加した諸國は、オーストラリア、英本國、ニュージーランド、カナダ、南アフリカ、印度、パキスタン及びビルマの八ヶ國である。

会議に出席した各國代表は二十一名であるが（注 1）顧問属僚を含めると七十名に上ると言われている。その顔ぶれは左の如くである。

オーストラリア 外相エヴァット、戦後建設相デツドマン、商相ポラード、別に顧問として日本占領英連邦軍司令官ロバートソン。 英本國 連邦事務相アディソン、國務相マクニール、オーストラリア駐在高等弁務官ウィリアムズ、マライ連邦総督マクドナルド。 ニュージーランド 首相フレザー。 カナダ 国防相クラックストン、在日カナダ代表部長ノルマン、極東委員会カナダ代表コリンズ、空軍代將グツドウイン。 南アフリカ 法

相ローレンス。 印度 駐日印度代表ラマ・ラウ、バンジャビ パキスタン モハメッド・ラフィ、シエル・アリ・カン ビルマ 外相タキン・ルン・パウ、情報相タキン・ター

会議の目的

会議事務局が八月二十六日に発表した所によれば英連邦会議の目的は左の二点である。

- 一、最後の対日講和の手續の検討、その中には平和会議開催の時日、議決方式及び之等に附随するその他の手續が含まれる。
- 一、会議は又非武装化、非軍事化、賠償、講和條件の実施にあたる機構等を討議する計画である。

英國の經濟危機及び太平洋における英帝國の防衛の問題も対日講和の問題と並んで討議されると報じているものもあるが会議期間中は正式に討議されなかつたらしい。

討議は暫定的性質のものであつて、英連邦諸國間の意見の交換を目的とし、誤解を避けるため会議は如何なる決議も行わないし記録にも止めないであらうと言われ、又会議は太平洋に利害を有する他の諸國の見解を聞く前に連邦各國が画一的な政策を準備しつつあるという印象を與えないように努めた模様である。（注 2）

会議は八月二十六日午前の会議と九月二日の最終会議を除いて全部秘密会であり、その内容は会議事務局の発表する公式コミュニケと各代表の洩らすものの他は分らない。

審議内容は九項目で次の順序により議事日程に組込まれている。

- 一、最終的対日講和会議の手續
- 二、対日講和の基本目的
- 三、領土條項

四、日本の非武装化と非軍事化

五、政治條項

六、経済及び財政條項

七、賠償

八、條約実施のために設けらるべき機構

九、講和の法律的形式

会議の経過

八月二十六日（第一日）

午前は公開会議であつた。オーストラリア首相チーフリーが正式に会議の開会を宣言し、續いて議長の選挙に入り全員一致を以てオーストラリアの外相エヴァツトが議長に推された。議長席についたエヴァツトは、挨拶を述べ（注3）續いて各國代表が立ちそれぞれ挨拶を述べた。（注4）

かくして午後から秘密会に入つたがこの日は対日講和の手續が主として論じられた様であつて、公式コミュニケその他を綜合すれば討議内容は次の如くである。

一、最終的講和会議の開催を促進し太平洋の安定を出来るだけ早く確保する爲に努力をなすべきことに意見が一致した。

一、対日講和には拒否権を適用せず米國の提案した三分の二以上の多数決制を支持することに完全に意見一致した。

一、対日講和の原則を確立する爲に出来れば一ヶ月以内に極東委員会構成諸國による予備會議を開催する。その際代表者は米國の提案の如く官吏級のものではなくて、政府代表者もしくは各國政府の政策決定者級のものであること。（後の討議でパキスタンも之に加へる様に決定した）

（門カ）
ついで専門家級の會議がこの予備會議において到達された合意に従

つて條約を起草し、之を恐らく一九四八年前半に開かれる最終的な大物の出席する平和會議に提出するといふのが連邦諸國の意見であると傳へられる。

會議は米英の共同を阻害するような何物をも避ける事に懸命であつて幾人かの代表はこの共同が世界平和の基礎であると述べた。又対日講和の細かな問題を断片的に取扱ふよりも日本の國際的將來の長い見通しの爲に地ならしをする事を目標とすべきことが強調された。

各國代表の態度は対日講和についての彼等の意見が既に決定しているといふ印象を與へることを避けるように努め、その仕事を單に各國の意見の交換に止めていた。

八月二十七日（第二日）

講和の基本目的と対日講和條約に組入れられるべき領土條項が検討された後、日本の非武装化及び非軍事化に関する検討が始められ、次の諸点につき意見が一致したとのことである。

一、日本の主権は本州、北海道、九州、四國及び連合國が決定する若干の小島嶼に限定されることを決定したポツダム宣言並びにカイロ、ヤルタ諸協定の決定を支持する。これは平和會議において英國を虚偽の立場に置かない爲である。（注5）

一、會議はポツダムでその將來が決定されなかつた旧日本領土の大部分に對し米國の主権を確立するあらゆるプランを誠心誠意支持することに決定した。（注6）但し英國代表はこれ等の地域から原料を入手出来るように同地域の經濟的管理には英國も参加したいと述べたと言はれる。

一、日本の主権下に残す小島嶼は最終的講和會議で決定する。

一、侵略の再発を防止する爲に、以前の日本の陸、海、空軍基地は一切日本によつて保有される地域に含ませてはならない。本土以外の日本の所有領域は可能なる最低限度に制限すべきである。

一、同様の目的の下に日本の重要原料資源は連合國で嚴重に管理する。

一、陸海軍航空機の所有を日本に永久に禁止し、又連合國の管理期間中は民間機の製造及び航空を禁止することに一致し、又日本の國內航空輸送を國際管理下に置く。

なお、英國代表は、対日講和條約の最終的審議において太平洋地域の安定を確立する爲に同地域におけるソ連の正当な要求に十分な支持を與える必要があると注意を喚起した様である。又印度代表は「日本の民主化は日本人に相当程度の生活水準を許す様な産業の發展を認める場合に初めて可能である」と述べたと言はれる。

この日の會議で各代表は相互の意見交換を日本に関する英連邦共通の政策のみに限定し対日講和條約の起草にはふれない事に決定したと言はれる。

ロバートソン中將は平和工作における日本人の心理を過大評價してはならない、日本人の眞實は疑はれねばならないと警告した。

八月二十八日（第三日）

日本の非武裝化、非軍事化及び政治條項がこの日の主な議題であつて左の如き結論に到達した模様である。

一、日本は完全に非武裝化され非軍事化されねばならない。オーストラリアは日本の非武裝化を無期限に繼續する事を主張し一般的に支持されたと言われる。

一、一切の兵器製造を禁止する。

一、國內の治安は國際的な監督の下において専ら日本人民によつて構成される非軍事的な警察力によつて維持される。

一、さしあたつて原子力の研究、原子力の使用の開發を禁止することとし、これを保障する方策が詳細に検討された。

一、既に極東委員會で一切の軍艦の製造が禁止されているが、軍事的目的

に轉換し得るような商船の建造も含めてあらゆる種類の海軍艦艇建造を完全に禁止し、更に海運經營にも制限を加え、商業船舶運輸は島しよ貿易に限定せらるべきものとする。

一、民間航空も管理下に置かれ、一切の航空機製造は禁止される。グライダーの使用も禁じられる。（注7）

政治條項については次の諸点が論じられた。

一、超國家主義及び軍國主義に加担したため追放された人物は今後も引続き公職から排除する。

一、神社を國家から分離するためGHQと日本政府がとつた措置を認め、戦前のような神職や神社關係への國家の補助を禁止する事に一致した。

一、國際連合、國際司法裁判所、國際連合食糧農業機關、國際労働機關などへの日本の加入問題が討議された。この点に関し英連邦諸國は早晩日本の國際連合加入を認める意向であると言われるが、それは又日本の將來の行狀如何によるという意見が述べられた。

一、日本は日本國外にある公私を問わず一切の權利及び利益を放棄すべきであつて、これらは該地方の政府に帰属すべきものとする。

一、占領軍引揚後占領軍当局と協力した日本人に対して完全なる保護を與えるべき手段について注意が拂われた。

これらの討議はすべてカイロ、ヤルタ、ポツダムの諸宣言に基いて行われたか、又イタリア及び衛星諸國との諸條約が先例として慎重に検討されたと言われる。

日本新憲法は基本的人權など連合國が日本で永久に実施されるよう希望する諸原則を実現するものとして特別の関心が拂われた。

公職、教育、超國家主義諸團體、特高警察、軍事的團體などは極東委員會で既に取り上げられ、十一カ國間で了解済の事が多いので會議は円滑に進められたと言われる。

その他

- 一、英連邦諸國は対日講和條約中に日本の侵略罪容認の條項を含めたいと切望しているようである。
- 一、印度及び中國に対してはその工業のために日本の技術者を提供すべきであるという見解が表明されたと伝えられる。
- 一、この日の會議で民間航空と警察隊の構成の二問題について初めて意見が対立したと言われる。(注8)

八月二十九日(第四日)

この日は主として対日講和の經濟的社会的部面が討議され左の如き結論に達した。

- 一、連合諸國の目的を達成し同時に日本の自立を可能ならしめる安全保障のための諸制限を案出することが中心的課題である。もし經濟的諸制限が日本經濟の運営を不可能ならしめる場合は連合國は日本に經濟的援助を與えねばならないか、又は民主主義の確立に不利益な状態が日本に發展するであろう。
 - 一、安全保障のための管理について、課せらるべき經濟的諸制限は明確に定められ直ちに実施されることのできる種類のものとするべきであつて、不必要に増加すべきでないという意見が一般的のようであつた。
 - 一、提案された諸制限は戰略的重要性を持つある種の産業における生産の禁止、ある種の他の重要諸産業の生産及び生産能力の一定水準への制限を含むが、これ等の禁止並びに制限を適切な輸入管理によつて補強する。
 - 一、低い生活水準及び經濟的不安定の原因を安全保障を脅かさない限りにおいて除去するような條約の諸條項を立案し、又日本政府が産業、通商の運営につき最小限度の國際的水準を受ける旨の條項を設ける。
- 有効な民主主義の誕生は、健全な經濟的條件に基礎をおき、經濟的勢力

の再配分に結びつけられねばならないという観点から會議は労働組合、土地改革、財閥解体の如き問題を検討した。

- 一、日本との平和條約には労働者の團體権を保障し労働組合の活動を援助するための諸條項を設けるべきである。
- 一、日本の不当な労働搾取、特に兒童労働の搾取、ダンピング、特許権並びに商標の濫用及び外國商社に対する差別待遇を防止するために日本は國際労働機關の經濟的分野において活動している國際的諸團體の義務に従わせらるべきであるという意見が述べられた。
- 一、財閥^(及カ)及びその他の經濟的共同体の解体を確認する。

続いて會議は賠償問題の討議に入り賠償有権國に提供すべき各種の賠償種目につき意見を交換したが、賠償は嚴重に履行すべきであるが、現在及び將來の日本民族を奴隸化する程苛酷であつてはならないとされた。

なお、同日南アフリカ代表は、南アフリカは日本との最終平和會議には参加するだろうが、平和條約起草會議には参加しそうにないと述べた。

八月三十日(第五日)

この日の會議については電報が一つも入つていず不明である。あるいは會議が開かれなかつたのかも知れない。

九月一日(第六日)

対日講和條約の諸條件を履行する爲日本に設置すべき監視機構に関する討議がこの日に完了した。討議の題目は監視機構の構成、その表決方法、その機能と権能及び強制の手段であつた。細目にわたる審議は行われなかつたが左の様な結論に達した模様である。

- 一、會議に出席した諸國代表は講和會議後日本に事実上の自治を與えるべきであるとの意見に一致した。
- 一、現在の在日本連合軍は撤退又は大幅に削減せられ現在の占領形式は條約調印と共に終了せしむべきである。

- 一、講和條約によつて講和條件の履行を監視する日本に常駐する聯合國管理理事会を設置し太平洋における聯合國最高司令官の後を継ぐものとする。
- 一、この管理理事会の権限は現在の聯合國最高司令官の権限よりも小さく、日本政府が條約を侵犯したような場合にだけ干渉し、それ以外の場合には日本政府に命令を出してはならないことが希望された。代表達は日本の服従を強いるのにはこれで十分であるという意見であつた。
- 一、太平洋戦争の勝利に直接寄與した聯合國の全部がパキスタン自治領も含めて対日講和會議に参加し、且つ右の監視機關を構成するものとする。講和會議も監視機關の決定も三分の二の多数決によるものとされた様である。
- 一、各國代表は米國の見解を聞くまでは管理理事会について早急に固定した態度を決定することを差控えたが、この監視機關を軍隊（現在の日本占領兵力より遙に小規模でよいという）によつて援助すべきことが提唱された。今一つの提案は沖縄、硫黄島のような米國支配下の日本近隣諸島において外からの軍事的監視を行うというものであつた。
- 一、監視は監視機關が條約の條項を実行する意志と能力とを日本政府に認めるまで続けられる。
- 一、主たる日本の港は綿密に検査され、石油の如き軍用となり得る物資の輸入は嚴重に監視される。
- 一、聯合國の監視機關による干渉が必要となつた場合、干渉はまず例えば石油の様な必需物資の輸入管理を含む經濟的制裁について軍事的制裁によることになつてゐるが、どういう形式の軍事的制裁を行うかは條約作成の場合にゆずることになつた。更に次の諸点につき意見一致した。
- 一、日本は、日本人がその占領地で略奪した財産の全部について弁償する、

その後発見された略奪品はすべて正当な所有者に返還する。又日本の占領費は日本政府の負担とする。

- 一、英連邦諸國は、日本を自立できる様にする場合、一般に賠償という方法によつて日本から期待できるものは殆どないという意見である。
 - 一、日本の復興を援助する爲に借款（例えば日本保有の金銀を担保とするもの）を日本に供與することに賛意が表せられた。
 - 一、円を依然として永久的な日本の通貨とする。
- この日をもつて祕密會議を終了したが、會議を終つた各國代表は対日最終講和會議が一九四八年の前半に終ることを望むが、この會議にソヴィエツトが参加することを一致して希望すると言明した。

九月二日（第七日）

この日エヴァツト議長は公開された最終回の連邦會議で、會議の成果を回顧し、連邦各國政府は「正義に基き民主的方法によつて達成せられる早期の講和をもたらすべく努力している」「日本は東南アジア及び太平洋の生活水準を向上せしめる仕事にその全力をあげて貢献しなければならない」旨を述べた。

つづいて各國代表はそれぞれ閉会の挨拶を述べて（注 9）正式に會議を終了したが、之等の挨拶は復讐の精神よりもむしろ正義に基いた、早期の正当な講和の必要を力説したものであつた。

會議は対日講和予備會議は九月末までに召集されるべきであるという決議を他の決議事項と共に米國政府に傳達したと言われる。

（注 1）十六名と傳えているものもある。（ニュースウイーク誌九月八日号）

（注 2）この点に関し諸國の態度は極めて慎重であつて、アデイソン英代表は十四日、特殊的協定を起草する爲にではなくて、英連邦諸國の意見の交換をする爲に行くと述べ、ニュージーランド代表フレーザーは「対日講和につき他國に対してライン、アプする企図は何等なされないだろう」

と会議の最初に言明し、カナダ代表は、会議の前と後でカナダはいかなる正式のコミットメントをも会議においてなさない旨を強調した。

(注3) エヴァツトの演説の要旨は、英連邦は憎悪による平和ではなく正義の平和を欲する、この会議には他國と対抗すべく陣容を整えるといった企ては全然存しない、会議が合衆國及び他の太平洋諸國が太平洋において平和を達成するのを援助し、平和の達成は國際連合の仕事をそれだけ容易にするだろうというものであつた。

(注4) その主なものは左の通である。

英代表アデイソンー会議が開かれるのは参加各國が極東に親密にして大きな利益を有しているからであり、これは又英國の維持せんとする利益である。

カナダ代表クラツクストンー対日講和の基本目的は將來の侵略に対する保障を確立するにある、しかし我々は通商の拡充と速かな經濟的再建と回復を可能ならしめるような條件を復活する必要がある。

(注5) 一部代表は彼等が代表を出していなかつたという理由でヤルタ協定の承認に反対したが、しかし討論の後にヤルタ協定が既に履行された限りにおいてこれを承認しない事は不可能であろうと語つた。議長はこれ等代表が最終的講和会議でヤルタ協定に対する反対を述べるだろうという事を明らかにした。

(注6) オーストラリア代表は今後の日本の軍國主義阻止を主として米國に依頼したいと提案、米國が日本の侵略國としての再起に備える爲西北太平洋に優勢な軍事勢力を行使することを希望したが、この提案を支持した代表があつたと伝えられる。

(注7) 時事通信によればオーストラリア代表は日本人の操縦士訓練を許可しない事を主張した他、日本における國際管理空港の設置案を討議するため國際會議を召集したいと提案、いずれも他の代表の承認する所とな

つたと傳えている。

(注8) オーストラリアは日本に民間航空の所有を許すべきであるという提案に反対してかかる民間航空機隊は將來空軍の中核となる恐れがあると指摘したに対し、他の諸國は日本の經濟的發展の爲に民間航空を許す必要があるとして、オーストラリアの意見に同意しなかつたといわれるが、二十七日民間航空について討議された所とどういう関係になるか分らない。

日本警察隊の構成方式についてオーストラリアと他の諸國との間において論争が行われた。オーストラリアは日本の警察力は中央集権化された軍隊的組織から完全に切離しておかれねばならぬと主張したに対し、他の代表は中央集権化された警察組織の方が監視するのに容易であると述べてオーストラリアと対立した。

二問題共に結論に達しなかつた。

(注9) 印度代表ラマ・ラウがこの時、會議を通じて「日本に対するオーストラリアの望ましからぬ復讐心」があつたと述べたと伝えられたが、後同代表はこの報道を否定した。

パキスタン代表は西欧思想によつて支配された平和ではなく日本人に対しても正当であると思われる平和を要望した。

ニュージーランド代表フレーザーは「我々はヤルタ、ポツダム、カイロで述べられた限界を超えることはできない、しかしこの限界の中で、我々は多くの善をなすことができる」と述べた。

平和条約締結後の日本の安全保障について

取扱注意

日本の安全保障と平和条約

(欄外記入)

一、联合国占領軍の撤去した後に如何にして日本の安全を保障するかの問題は英米諸国に於ても考慮の中に加へられ、その規定についても或種の腹案を持って居るのではあるまいかと思はれる

二、英米に於てはこの問題を平和条約の中に規定することを考へてゐるのではあるまいか、かように推測するには未だ充分の根拠はないが、多少ともかく思いしめる片鱗は存在する

(イ) 米国国防省次官ドレーパーが滞在中九月十九日国会議事堂にて芦田と立話の際、芦田より安全保障に言及した際、極めて当然の事の如く之に應酬したのは、既に問題を考へてゐた証拠である又同氏が新聞記者との会談に於て、日本の安全保障は講和条約の中で規定されると述べたのも一の示唆である

(ロ) 九月二十四日英国大使が芦田との談話の際、「吾々が日本を保護する」と不用意の如く突差の間に述べたことも、或種の腹案があるものと想像される

(ハ) 濠洲代表ショーは十月二日午餐の際、芦田との談話に於て日本の安全保証は平和条約に規定せられると確信ある如き言葉を吐いたのは、濠洲側に多少の腹案あるものと思はれる

三、平和条約調印後も一定の兵力を日本に駐屯させる点に於てはアメリカも英聯邦も略決心してゐるものと推測せられる

四、安全保障問題を日米間の単独条約に規定するか、平和条約の一項目とするかの問題

(イ) 日米間の単独の条約にて定めることは有効期間を定める上にも、国防の措置の敏速を期する上にも、乃至は他の列国から種々の干渉を受けない点からも有利であらう

但し平和条約に定める場合に比して一つの不利は、安全保障の規定が平和条約の一項目となる場合には平和条約修正の問題を提起する一つの契機となしうることであるが、それも決定的な問題とは云へない

(ロ) 平和条約に定めんとする米英側の動機については想像するに

(a) 米英とも表面は安全保障をUNOの事案とし、実質的にアメリカの負担とする方が名分が立つ

(b) 平和条約にソ聯が参加する場合にはソ聯にも之を尊重する義務を負はせる。

(c) 對欧政策と関連して考へてもアメリカ単独の責任を表面から規定することは面白くない

等の理由を考へうと思ふ

五、孰れにしても本問題については利害得失を充分に考究する必要があるから可成く早く研究せられたい

昭和二十二年十月六日 芦田 均

(欄外記入) 二二、一〇、六、大臣ヨリ接

平和条約締結後の日本の安全保障問題に関する技術的考察

昭和二十二年十月十八日萩原記

日本の安全保障問題に関する技術的考察

(一) 平和条約後の日本の安全保障の問題はその本質は極めて政治的なものであつて、情勢の如何により利害得失も異つて来るし、日本の外交——國際的な有り方——全体に関係する問題でもあるから、一概に結論を出すべきでないと思う。従つて以下には問題を専ら條約論即ち形式的技術的な角度のみから取扱うに止めた。

(二) そこで政治的には一應左記の如き想定を設けて論じてみる。

- (A) 完全に非武装化された日本の安全保障には連合國（殊に米）として相当の関心を有するものと仮定し
- (B) 又米國はその必要から日本に基地を保有し且或程度の兵力をも当分常駐せしむる希望を有するものと想定する。

この点をかく想定することには多大の躊躇を感じる、蓋し米國は欧州方面では今日迄自國は何時でも撤兵するからとてソ連の撤兵を求める態度に出て來た、イタリー等の平和條約の経過もその通りであり今日の情勢になつてもイタリーからの撤兵は條約通り実行するらしい。一九四三年十月三十日の英米ソ華四國の全般的安全に関する宣言はその第五項において「……全般的安全制度の創設にいたる迄の間……國際團體のため共同行爲を目的として相互に……協議すべきこと」を規定した後、第六項において「戰爭の終了後においては四國は……（右の）目的のため且共同協議の後においてにあらざれば他國の領域内においてその軍隊を使用

することなかるべきこと」を規定しておる。

米國が日本に基地及び兵力を維持しようとするれば東欧及び滿州における蘇連の基地及び駐兵を認めなくてはならなくなるだろうから全般的利害から果してこの点をどう考えるかは疑問がある。

なお日本に兵力を置くことはかえつて不利なりとの純戰略的意見も一部にあることを忘れてはならない（GHQはその意見であると伝えられる）

- (C) 而て米國としては対日平和條約にソ連を参加せしむる様に今一應努力するものと想定し
 - (D) 又米國としては國連は当初の考へ通りソ連を協力せしめて世界の平和を維持する機関としては役に立たないとしても、ソ連に対抗する爲の所謂「ウェスタン・デモクラシー」陣營の結束を計る機関として今後も利用して行く考えであるものと想定する。
- (三) 以上の様な想定の下に日本の安全保障を考えるとすれば左の何れかの方法によることにならう。

- (A) 平和條約中に規定する方法
 - (Aの1) 撤兵期限の延長（占領継続）
 - (Aの2) 監視又は履行の担保の爲の駐兵
 - (Aの3) 日本の主權尊重を規定する（九國條約方式）
 - (Aの4) 日本の安全を保障する（ロカルノ方式）
- (B) 平和條約とは別に約束する方法
 - (Bの1) 米國單獨の対日援助
 - (Bの2) 關係國數國の対日援助
- (C) 國際連合との關係からは
 - (Cの1) 日本の國際参加^{（連合矢力）}
 - (Cの2) 國際連合自体の日本管理（トリエスト方式）

(Cの3) 地域的取極及び集團自衛による方法

右各々の場合を検討することが本研究の目的である唯技術的な面からの研究であるからそれは結局米國として名目及び形式をどうするかと言うことであるが名目及び形式の如何によつて我方には重大な影響を生ずる。だから日本として結局は何とか保護してくれるから形式はどうでもいいとは言えないのであつて、本研究は如何なる形式になるか及び各の形式の利害得失如何と言うことになる。

形式の問題であるだけに米國としても謂わば一種の「リガリチー・コンプレックス」からあまり筋の通らない形式は採り得ないと思う。殊に國際連合憲章には違反しないと言う形を一應はとりたいであろうから、技術的には、平和條約に規定する場合も双務的協定になる場合も、この点で相当苦心を要すると思う。

以下各の場合に付て詳述する。

(A) 平和條約中に

(Aの1) 平和條約中の占領軍撤兵期限を相当に長くする方法(イタリア條約では條約発効後九十日であるのを三年とか五年とかにする)又は

(Aの2) 平和條約中に或期間(例へば五年とか十年とか)日本の再侵略企圖監視の爲め又は條約履行の担保として駐兵を規定する方法

- (1) 此の二つ共日本の安全の爲めの駐兵ではないが結果的には日本の安全が保証されることになる。
- (2) 軍事占領の繼續とするか軍事占領は終つて監視又は担保の爲めの駐兵に移る形とするか後者の方が日本の國權が回復されるという意味では稍有利であるが、國際間の先例は占領の繼續でも担保的駐兵でもその費用は戰敗國の負担としているのが常であつてこの形式は必然的に軍費の負担を伴う不利がある(一旦條約面では日本に負担させて置いて弗建の部分は免除してくれるかも知れないが円建の部分

は負担させられる)

- (3) 米國としてはこの形式はあまり年限を永く出来ない不利がある(占領繼續ならば三年位がせいぜいと思う監視駐兵は日本を完全に非武装化した上でこれを監視する爲めと称して実は他の目的であることが明白な兵力を置くことは一寸氣恥しいであらうし年限もあまり長くは出来まい、担保駐兵は普通は賠償支拂の完了を條件とする先例が多いが日本が一定の條件を早く履行し終れば駐兵を打切る規定を設けざるを得まい)
- (4) 然し乍らこの方法はどの國も正面から反対し得ない形式であつて米國が駐兵を平和條約に規定し而かもその條約をソ連も参加した形で作ろうとすればこの形式以外に方法があるまい。後述の他の方法と異つてソ連と雖も正面から例へば日本を監視する必要なしとは主張出来ないからである。

(Aの3) 平和條約中に關係國として非武装化した日本の主權、獨立並びに領土的行政的保全を尊重する規定を設ける方法(九國條約方式)

- (1) 平和條約が日本の完全なる非武装化を規定し、且つ日本の新領土の範圍は日本をして永久に之を守らしめようとするものである以上はその領土は連合國側としてもその保全を尊重する規定を一應設けることは当然であると思われる。

従つて前述の九國條約方式は成立の可能性がある。而してそれだけならば關係國(ソ連を含めて)も正面から反対する理由はない。

- (2) 然し九國條約方式は紙上保証に過ぎず、その実効性は疑わしいが、それでも全然無益だとは思われない。

(例へば日本は滿洲事變は連盟規約違反でないとは言ひ張れたが九國條約違反でないとは言ひ張りにくかつた、同じ様に國際連合の一般的規定以外に何等かの地域的特別取極と認められる規定が平

和條約中にあれば、國際連合のアクションを求める上において、
ないよりはましなことは明である。憲章第七章の侵略に対する制裁は望めないとしても憲章第六章の平和を破壊するおそれのある事態に対する勧告を得る上においては確かに有利である。)

(Aの4) 九國條約式の領土保全の尊重に付け加えて平和條約調印國全部又は主たる連合國が日本の領土を保障する方法も考えられる。ロカルノ條約の様な「條約に定められた國境を基礎とする領土上の現状維持及び該國境の不可侵を各別に及び共同に保障する」と言う規定を平和條約に設ける方法である。

- (1) 此の様なロカルノ方式となれば關係國が日本の縮小された領土は保証（ガランチャー）するのであつて、その侵略に対し「各別に又は共同に」援助するのであるから同盟にも等しい。
- (2) 但し此の種の規定を平和條約中に設け得るかは疑問である。恐らく到底ソ連は同意しまいからソ連の参加した平和條約にはこの種の規定は出来ないであろう。又ソ連が保証に参加するとすれば反つて干涉の口実ともなるおそれがある。
- (3) 一國との援助（又は保証）條約の方がよいか數國とのそれがよいかはの利害得失の研究は後述の（Bの2）を参照されたい。ここでは平和條約中に此の種の條項を入れる可能性に付一言するに止めた。

(B) 平和條約とは別に

(Bの1) 米國が日本の領土を保障し又は侵略に対して援助をする協定を平和條約とは別箇に（時期的には平和條約と同時に又はその後）締結することは可能である。

- (1) 條約的な前例としては一九三九年八月^(二十四日カ)二十五日の英波相互援助條約（独の波蘭侵略に対する英國の宣戰の名目になつた）の如きは参考になろう。

(2) 日本は軍備を有しないから、相互援助と言う形は困難である。一九三六年八月二十六日の英埃同盟條約には「一方（エジプト側）の援助はその國の行政組織及び法令に従いその領域内においてその権能内に在る一切の便益及び援助（港、飛行場、交通手段の使用を含む）の供與することたるべし」と規定しているがかくの如く形式的には同盟（相互援助）でも援助の内容が実質的には双務的でない様にすれば可能である。

- (3) 條約によらないでも第二次世界戦争直前の英國のギリシア及びブルマニアに対する保障の如く外交的な交渉と声明とのみによつた例もある。（少くとも條約は發表されていない）
- (4) この様な保証又は援助の爲に駐兵する場合駐屯軍の権限等に付詳細の規定を設けることも出来るし（前述の英埃同盟條約に基く英軍の特権に関する英埃條約の如き）又兵營の提供交通施設の利用許與等の義務はあつても駐屯軍の費用全体を負担することはないのが例である。
- (5) 基地に付ては普通の援助の場合ならば日本が基地を維持して米軍の使用に供しその代り基地が租借地化し治外法権的存在にならない様にするのが当然であろう。

しかし日本の非軍事化非武装化の方針は連合國として動かし得ない方針と思われる。日本に基地を持たせる訳には行かない。戦時中のアイスランド、アゾレスの基地使用や最近の米比協定式の如くに基地租借の形となる可能性が多い。

平和條約には「日本はその領土内に一切の軍事施設を設けてはならない」とでもして置いて租借して連合國が作る場合は別であるとの解釈をとることにでもするのであろう。

(Bの2) 數國によつて日本の保障又は援助を平和條約と別に協定する方法

- (1) 形としてはロカルノ式になる。即ちAの4に述べた様な規定を平和條約とは別に約束する訳である。

元來本物のロカルノ條約はドイツの再侵略を防止する爲フランス等の希望で出来たのであるが勿論ドイツにとつても保障になつてゐた。

- (2) 昨年六月バーンスの提案した対日非武装化二十五カ年條約案は日本の再侵略防止の爲の四國の同盟で日本は対象ではあるが当事者ではない。かくの如きものが出来ることは日本に関係のないことであるが心理的には屈辱的であり且日本の役には一つも立たない。

かかる條約が出来るとすれば、日本も当事者に加えてロカルノ的効果をも合せ持ったものに發展せしむる様努力すべきである。

- (3) ロカルノの條項は平和條約中に設けるよりも別の協定で約束する方が可能性も多いし我方にとつても好ましい。米國としては平和條約にはソ連も加へて置いてその後で米英等と日本との間に此の種の條約を作ることが出来る。日本としても平和條約中に設ければ日本は受動的に保障されるだけになるが別の日本を当事者とする條約ならば日本もこれを援用し得るものとなる。
- (4) 米國としては自國單獨とせず英華等をさそつて保障する方が外交的に有利だと考えるのではあるまいか。少くとも數國の共同責任としてしかも駐屯軍隊は米軍だけとすることが最も望ましいにちがいない。
- (5) 此の種條約を作つて數國が日本に基地を持ち駐兵することになれば面倒である。しかし條約上形式的には數國の保障であつて實質的には米國のみの駐兵及び基地となるとすれば實質的には米國單獨の援助と異る所なく日米だけの協定によるよりは英華等の疑惑ない至ジエラシーを招かないですむしその間に日本として外交の余地も出來

て來るのではあるまいか。

- (C) 次に國際連合との關係から考えれば

- (Cの1) 対伊平和條約前文の如く対日平和條約でも日本の國際連合参加を支持すると書かれるかも知れない單なる國際連合への参加によつて日本にとつてどれだけの安全保障が得られるかに付ては別に詳細の調書もあるから左記の点を指摘するに止める。

- (1) イタリアの場合平和條約前文に連合國は同國の連合参加支持すると書いてあるに拘らずソ連の拒否権で今次總會でも参加は不可能に終つた。日本の参加も決して容易ではあるまい。
- (2) 憲章の上では非加盟國も提訴出来る（但桑港會議では旧枢軸國は安全保障理事会の許可があるまで提訴出来ないことになっている）
- (3) 國際連合による安全保障は拒否権の爲に五大國の一が紛爭当事國たる場合又は五大國の一によつて支持される小國との紛爭に付ては実効を期待し得ない。
- (4) 國際連合の軍事的措置は加盟國と安全保障理事会との間に武装軍隊、援助、便益の提供に関する特別協定が成立することを前提とするがこれは出来ていない。当分は憲章第一〇六條により五大國が國際連合に代つて共同行動を採る外ない。
- (5) 結局國際連合に加盟し又は非加盟國としての提訴により得られる保障は謂わばプラトニックなものに過ぎない。但世界の輿論を起す意味における効果を輕視すべきではない。

- (Cの2) 國際連合が直接安全保障の責に任ずる方式（トリエスト方式）が日本に付いて考え得るかに付ては疑問がある。

- (1) トリエストはその「領土保全及び独立は安全保障理事会によつて確保」され、理事会は同地域の「現在のステータス…治安及び安全の維持に付責任」を有する又同地域は「非軍事化せられ中立を宣言」

される、理事会の指示による外軍隊の入域は許されず自由地域政府は如何なる國とも軍事的な取極を爲し得ない

- (2) トリエストの場合は完全に理事会の下にある「地域」であつて「國」でもなく連合の加盟國でもない一國をかくの如きステータスに置く訳には行かないと思う。

尤も平和條約後の日本を國際連合の信託統治にするとか國際連合で管理するとか言う議論がないでもない。これはやや素人論の様な氣がする。

- (3) トリエストに関する安全保障理事会の権限は憲章に基くものではなく特別の條約（対伊平和條約）に基くものであるが安全保障理事会の此の場合の行動にも拒否權がつきまとうから実効はあがらない。

(C) (3) 地域的取極及び集團自衛による方法。前述の(A) (3) (A) (4) (B) (2) 等平和條約によると別個の條約によるとを問わず九國條約式の領土保全又はロカルノ式の保障を作つた場合は連合憲章第五二條以下に所謂地域的取極になる。

- (1) 國際連合は地域的取極を認め寧ろこれを奨励しているのであるから前述の(A) (3) (A) (4) (B) (2) 等の方式は國際連合憲章に違反することはない。
- (2) 但地域的取極による如何なる強制的行動も安全保障理事会の許可を要するから國連を尊重して行かうとする限りは右の様な取極が出來ても拒否權にブロックされて実効をあげ得ないことになる。
- (3) 唯國際連合憲章には一つ便利な抜け途があるそれは第五一條の個別的又は集團的の自衛權であつて日本と數國又は一國の間に援助又は保障の條約があれば日本が侵略を受けた場合「安全保障理事会が必要なる措置を採る迄の間」その數國又は一國が自衛措置として武力行動迄も出來るのである。

68 昭和 22 年 10 月 25 日 片山総理大臣・芦田外務大臣 会談
王世杰中国外交部長

片山・芦田・王会談

秘

(欄外記入)

二十二年十月廿五日午前十時予ての約束に従ひ、中国外交部長王世杰氏と会談のため支那公館を訪ふ。此会談には片山総理、西尾官房長官と同行した。

十時十五分より、商震氏外一名同席、謝南光氏の通譯を以て会談を開始した。

片山総理は総論として現政府が新憲法に則り極力ポツダム宣言の履行と日本民主化に努力しつゝある旨を述べ、日本は平和會議の一日も速かに開かれむことを希望し殊に中国及び米国より支援を与へらるゝことを期待する趣旨を陳述した。

王部長ハ之に対応して、中国は終戦直後蔣主席の訓令に基き、日本に対するに暴を以て暴に酬ゐるの挙に出でず、三百余万の日本將兵と在留民を一人の事故なく帰還させた。又中国に残留することを希望する日本人を優遇した。中国人は戦争中は日本人の暴虐を憎惡したが、今ではそれを忘れて日本に對してゐると述べ、中国も亦日本との講話の速ならむことを希望してゐると云つた。

芦田は日本人として過去十ヶ年間吾等の中国に対する挙借を顧み、蔣主席の公明にして高貴な精神に燃ゆる訓令をよみ誠に恥かしいと思つた。今後吾々もこの精神に對應する心持を以て中国との交を新にしたいと考へてゐると云ひ、次に平和會議の開催に就ては最近の外電によれば中国はアメリカ政府との話合により、何等かソ聯邦と妥結の途を求めることに方針を定められたとある。吾々は今日何處からも正確な報道を得る途がないけれども、参考迄に其辺の事情を伺ひたいと云つた。

之に対し王部長ハ本年七月ワシントン政府による會議招請狀が發せられ、

支那が之に留保付にて回答した事実を詳細に述べたが、芦田の質問は故意に之をとり上げなかつた。(否定せずして取上げなかつたのは怪しいとの感を与へた)。

王部長は片山、芦田に対し、三個の質問を出し、淡泊に所見をききたいと申出した。その質問と應答とハ次の通りであつた。

王の質問第一は日本は新憲法を採用し、民主々義的態制を造るに忙しいが、国民は果して民主々義に対して熱情をもつであらうか、又非軍国主義化のために戦争犯人を何故日本人の手で處罰しないか、といふのであつた。

片山総理は現内閣は生命を賭して日本民主化のために努力してゐる旨を述べ、組合運動による民主化をも附加へて話した。

王氏の第二の質問は現在聯合國側には平和後の日本に対する措置につき二つの考方があり、一方は日本人自身に責任をとらせて、聯合國は駐兵を止め、なるべく日本に拘束を加へないことを主張し、他方は相当の保証を確保して日本を監視しよう、それは第一次世界大戦後のドイツ・ナチスの前例に恐を抱くのであるが、日本政府はかゝる反動についてどう考へるかといふのであつた。

芦田は之に答へて、聯合側に二種の観測あることはよく了解し得られる。然し日本人は平和後に於て日本の民主化、平和政策の実行を日本の責任に於て遂行させて貰いたいと考へてゐる、只今御話しのドイツの例であるが、これについては日本とドイツとの境遇に少くも三つの差異があると思ふ、(イ)ドイツはフレデリック大王以来一貫してプロシアニズムによつて指導されて來たが、日本の軍閥政治は明治末年以来の抬頭であつて根は頗る浅い、(ロ)ナチスの勢力を得たのはヴェルサイユ条約の苛烈であつたため、之を打倒することが一般大衆の支持を得たためであり、(ハ)大戦後の賠償支拂等の理由からインフレが激化して六百万人の失業者を出し、ワイマール政権が不評となつたのである、日本にはかゝる条件はない、但し二つの問題ハ残る、一は

武装解除した日本の国防の問題であるが、日本の不安を除くためにハUNの保証か、聯合國中の一二が安全保証を与へることによつて解決はできる、第二は日本經濟を自らの手で支へるだけの余裕を条約で認められることである。飢えたる者は暴力に懇へるか、盜む外に往く途ハないのであるから、比点は重要であると答へた。

王部長は第三の質問として、賠償問題を取り上げ中国は原料をもつて居り、日本には工業設備がある。そこで生産賠償を取立てることに就てはどう考へるかとの点であつた。

芦田ハ之に答へて、生産賠償を行へば相當の年月に亘つて、政府が生産費を支拂ひ裏付けのない紙幣が出て、インフレーションは不可避である。従つて日本としては実物賠償を希望してゐる譯であると述べた。

西尾官房長官は將來とも日本に軍国的右翼勢力が勃興するとは思はないが、共産党勢力の抬頭は大に警戒しなければならぬと考へる旨、並に差当りの日本の政界は自由党的な右翼政党が無力となり、中正な民主党が勢力を増して、社会党と民主党とが交互に政府に立つことゝなると思ふと述べた。王は共産党の問題は眞に重大だと答へた。

かくして二時間に亘る会談を終つた。時に午后零時二十五分であつた。この会談中、王は終戦後の日本の内閣に対し、中国は余り信頼をもたなかつたが片山内閣には信頼がある、大に努力して下さいとの趣旨を話した。

王世杰は從來の多くの支那人に比べて愛嬌のない、そして寡言形の政治家である。輕薄な点は少しもないけれども、人を人と思ハない横着さは充分で頗る慎重な人間のように見えた。本日の会談は一切部外に漏れぬように取計らいたいと打合せた。

(欄外記入) 昭和二十二年十月廿七日芦田大臣ヨリ接

対日平和予備会議招請問題の現段階

秘

昭和二十二年十二月

対日平和予備会議招請問題の現段階

條約局條約課

目次

一、序

二、対日平和予備会議招集に関する米國提案に対する中國の態度

三、対日平和予備会議に関する中國提案

四、対日平和特別外相會議に関するソ連提案

五、ロンドン外相會議と対日平和問題

六、英國の中・ソ両提案拒絶

七、結語

一、序

今夏七月十一日付をもつて米國から發出せられた対日平和予備會議の招請に関する提案は、対日平和處理問題の審議は先づ四大國外相會議によるべしと主張するソ連の強硬な反対に遭遇した。しかしその後キャンベラの英連邦會議（八月二十五日－九月二日）の開催の経過にかんがみ、英連邦の対日方針が米國の右提案を支持し、大体において米國の対日方針と同調するものとの確信を得たので、米國は、九月十五日から開かれた國際連合總會の前又は右開催中に、場合によれば、ソ連を除外してでも既定方針通り平和予備會議招請の強引な措置をとるのではないかと一般に見られていたのであつたが、九月初め、中國がソ連の参加しない対日講和會議には中

國も参加しないと云い出すに至り、米國の対日平和予備會議招請への努力も一頓挫を余儀なくせられ、その後は、米・ソの見解の対立に加え、米・華の対立打開が当面の重要問題として提起せられて現在に至つた。

米・ソの本問題に関する交渉経過は、すでに別稿において取上げた。本稿においては、対日平和予備會議招請問題に対する中國の態度の推移から最近の中國の公式提案、ソ連の右に対する回答と新提案及び英國の右中・ソ両提案拒絶に至るまでの経過を概観しつつ、ロンドン外相會議決裂の諸事情をも併せ考えることにより対日平和予備會議開催問題の前途の展望に資せんとするものである。

二、対日平和予備會議招集提案に対する中國の態度

今夏七月十一日付の米國提案に対する中國の態度は、原則としてこれに賛成であつた。但し米國の提唱する三分の二多数決制に対しては、中國は右三分の二の多数の中には、四大國中三ヵ國の賛成が含まれるという方式（所謂修正拒否権）を希望し、會議開催の場合、表決手続については再審議する権利を留保する態度に出たことは注目された。

ところが九月九日に至り、張群行政院長は、ソ連の参加せぬ対日講和會議には、中國も参加せずと声明し、拒否権の保持についても強硬な態度をとるに至つた。

注一、葉公超外交部次長は、記者会見において、中國は、対日單獨講和に反対、ソ連除外の対日講和をボイコットするであろうと語り、又「平和は不可分である、吾々は連合平和（**united peace**）を欲する。自分は、日本との單獨講和を提議するいかなる國に対しても警告するものである」と語つた（九月十一日南京発共同－UP）。

注二、拒否権の保持について、國連總會出席中の王外交部長は、非公開記者会見で中國は、予備會議招集に関する米國提案に対し、ソ連が拒絶したと同じ理由で即わち、四大國の拒否権が含まれていないか

ら反対であると語った（九月二十日ニューヨーク発UP）。

右の如き、ソヴィエト除外の単独講和反対、拒否権の保持を主張する中國の態度の表明は、場合によつては、ソ連の反対、不参加をも覚悟の上で、予備會議招請の準備をしていたと見られる米國に対しては、重大な障害となり、早急に予備會議を開催しようとする米國の意図は一頓坐を來した。

中國の態度の背景については、種々取沙汰されたが、大体の左の三要素が働いているものと一般に看取されている。

（一）米國よりの経済的援助確保のための駆引

ウェデマイアー特使の報告は遂にその内容は公表されなかつたが、同特使が去る九月初め中國を去るに際し、國民政府の腐敗を痛烈に指摘した声明は、いたく中國の期待を裏切り、待望された米國の対支経済援助の実現性をはなはだしく危惧させるような結果になつた。そのため中國は、対ソ接近のヂェスチアーによつて米國を牽制し、所期の経済的援助を有利に促進させる必要があつたのでこのような態度の變化を見せたのではないかと見る向もあつた。

（注）右の觀察は、九月十七日UPワシントン電によつて伝えられた、が米國筋では、もし中國が、そのような意図でアメリカを嚇さうとするのであれば、それは子供ばい（naive）仕業であると評した。

（二）対日講和における中國の地位の維持

対日戦争における積極的な寄與の面からみれば、中國の役割は小さかつたかも知れないが、抗日戦八カ年に拂つた人的、物的犠牲の莫大さから言えば、到底他の諸國の比ではない。そこで中國が、日本の再興防止、賠償取得の要求その他の点からみて、対日講和に寄せる関心の度も他國とは又特異なものがある。そこでこの中國の特殊な立場をよく講和會議に反映さし、發言権を維持するためには、やはり拒否権を保持せねばならないという必要を感じる。

（注一、）九月六日、中國外交部長王世杰は、國際連合中國代表として出發に際し「最大の損害を受け、対日戦の勝利に、最大、最長の寄與を行つた國家として対日講和問題は、中國の主張を十分に反映させねばならぬ」とし「單独講和のごときは輕々しく口にすべきでない」と述べた。

（注二、）十月十八日、國民參政會において張群行政院長は、「対日講和にのぞむ中國の態度は、日本の軍國主義再興を防止し、賠償を獲得し、報復政策をとらぬことの三つを基本原則としている」と語り「戦時中、中國は、一千万人の死者と五百兆元の物資を犠牲にした」と述べた。

（注三、）國連總會に出席中の王外交部長は又「日本と長期にわたり苦難の闘争を行つた中國は、その利益が保護されるという保障なしに対日講和會議に参加できない」として拒否権保持の必要を語っている（九月二十日ニューヨークUP）。

（三）中、ソ関係の特殊性

中國の態度の背景には極東の現実の情勢をめぐる中・ソの微妙な關係を無視することができない。ソ連と最長の國境線を有する中國としては、ソ連との友好關係の維持は、対日講和の問題と並んでの或いはそれ以上の重要課題であり、懸案の大連接收問題、滿州問題、國共紛争の解決、さらにアジアの平和に盛大の影響を持つ朝鮮問題の解決を期する点では、中國としては、決してソ連の動向を無視できない立場にある。又、対日單独不講和を約した中・ソ同盟條約の存在も閑却できない。

（注一、）張群行政院長は、九月二十五日北平において「日本の運命を決定するに当り、ソ連を除外することは、極東の勢力均衡を破ることになるため、中國としては、対日講和會議にソ連が参加することを

主張する」と言明した。(北平A F P、二十九日)

(注二、) 十月二十五日国民党機関紙中央日報は、対日平和予備会議にはソ連の参加が是非必要であるとの中國の態度につき、某外交権威筋の談としてこれは、中ソ友好同盟條約を守る中國の一貫した精神によるものであるとし次の如く述べている。

中ソ條約第二條は、「締約國は、日本國と單獨商議せざること及び相互の同意なくしては、現在の日本國政府又は一切の侵略的意図を明白に放棄せざる日本國內の他のいかなる政府若くは執政機關とも平和協定又は休戦協定を締結せざることに誓約せり」と規定している。しかしソ連は、現在の日本政府を未だ一切の侵略的意図を放棄したことが明らかでないとみてをり従つて、対日講和に國際會議を開くことを希望していない。中國は、中ソ條約を固く守る方針で一貫して今日に至っているのもソ連が同意しなければ中國はまだ対日講和會議に参加の意を表することはできない。この点は一般に余りに注意されていないが、実は重大な問題点である。米國の世論は最近の中國の態度に皮相の解釈を下し、中國の態度をもつて予想外のものとみる向もあるが、これは中國がソ連に対し條約上の約束があることをはつきり認識していないためである。中ソ兩國自体も今まで対日講和條約について意見の一致を見ていない兩國相互の間の協議と保障がなければ対日講和會議の開催はいかに米國があせつてもいつのことになるか判らないのである(南京十月二十五日中央社一共同)。

右の三点の中、第一点は、中國の態度の變化が、ウェデマイヤー声明の直後であつただけに、一應うがつた觀察とも見られる。勿論、内戦に疲弊した困難な經濟狀勢から、中國が米國の經濟的援助を待望する声は強く一概に右觀察を否定し去る訳には行かないが、やはり、第

二第三点における対日講和における中國の立場の維持及び極東の現實情勢をめぐる中・ソ兩國の關係が根本的要素として働いているとみねばならないであろう。

三、対日平和予備會議に関する中國提案

(一) その後対日平和予備會議招請問題は、米・華間の交渉に重点を移行した形で、王外交部長の國連總會出席のための渡米を機に、米・華間に^(ママ)交渉が行われた旨伝えられ又中國は、米・ソの間に介在し、ソ連説得の一役を買つて出たが、失敗したとも伝えられ、その間の事情は明らかでないが、その後の推移が注目されたところ、十一月十七日付をもつて中國政府は、対日平和予備會議招集に関し、大要左のごとき提案を米・英・ソ三國政府に対して行うに至つた(ロイター、南京十一月十九日)。

- (1) 英・米・ソ・中國の四國の合意する早い時期に、対日平和條約の草案作成を行い、最終平和會議に関する事項を決定するため、極東委員會の全構成國から成る予備會議を招請すべきこと。
- (2) 右會議のすべての決定は、四大國の賛成投票を含む會議構成國の多数決によつて行われるべきこと。

なお、右提案の會議構成國には、パキスタンの加入が提案されている。

右中國の提案は、會議構成國を極東委員會参加國とするという点で米案を支持し、會議招請の時期を四大國の同意する時とし、四大國の拒否権を認めよという点でソ連案に同調したところの折衷案である。なお今回の中國の提案は、中國政府が初めて行つた公式のものであり、非公式提案として伝えられた修正拒否権その他の議決方式に関する疑問を一掃し、中國の議決方式に対する方針を明確にしたものとして注目される。この議決方式は、現在の極東委員會の議決方式である。

注、中國外交部次長葉公超は、右発表の際に「この提案は極東委員会の十一國のすべてによつてすでに承認されているところの手續原則に基づくものであつて、中國政府は、提案の対日平和予備會議は、これら原則に相違してはならないと思考する」と語り又、この提案が対日平和條約に関する現在の行詰りを打解^(開カ)するために行われたことを明にするとともに、中國のさきに行つた三分の二多数決制の提案は、非公式のものである旨を指摘した（十一月十九日南京発、ロイター、同日南京発AFP）。

（二）講和予備會議中國提案の根拠

國民黨機關紙中央日報は右中國提案は左の四つの立場から採用されたものであると述べている（南京十一月二十日中央社—共同）。

- （1） 米・英・ソ・華四國は対日作戰中最大の責任を負っているゆえ、対日講和會議には四國は、絶体^(對カ)に一体となつて参加しなければならない。四國のうちどの一國でも講和會議に不参加なら、対日問題は、解決されないばかりでなく極東永遠の平和も確実に保証される事はない。
- （2） 極東委員會の参加國は全部米・英・ソ・華四國の同意を経てをり、同時に日本降伏文書に署名した同盟國である。四國は、すでに十一國が日本占領政策を決定する最終機構に参加することに賛成している。したがつて対日講和條約が十一國の共同起草になることは当然法にかなつてをり、また理に合つてゐる。われわれとしては十一國の一体となることによつて、はじめて極東の平和が本当に保障されうるものと信じてゐる。
- （3） 講和條約の成立後如何にして日本が忠実に條約を履行するかを監視することも一層重要なことであり、これは十一國が一致して努力することによつてはじめて完全を期しうるのである。したがつて十

一國が講和條約を共同起草することは絶対に必要である。

- （4） 表決方法の三分の二多数決制は場合によつては問題解決を複雑にするうらみがあり、單純多数決制もまた輕卒^(率カ)に流れ易い。したがつて多数決制をとり、しかもそのうちに、米、英、ソ、華の同意を包含させれば、四國の發言力を増し、かつ多数決による弊害も除去できる。
- （三） 右中國政府の提案について米國務省は十一月十九日「中國政府は、対日講和條約案の起草にあたり拒否権を留保するという中國政府の見解を再確認した覚書を米國政府に送つてきた」と発表した。これについて國務省スポークスマンは、この覚書に対する米國政府の解釈をつぎのように述べた。

米國政府は、今度の覚書によつて極東委員會が講和會議の仕事を引き受けることを中國が希望していることを意味するものとは解釈しない。中國は、極東委員會のメンバーが委員會とは別個に開かれるこの會議に参加することを要望しているものと考える。

かかる中國の提案は、葉次長の述べた通り米・ソ間の行詰りを打解^(開カ)するための妥協案として提出されたものであるが、拒否権の保持に関する主張は、米國としては受諾し難いところであらう。

ボーレン國務省顧問は、「中國の覚書は、対日講和予備會議の投票手續についての中國の態度を再言明したものに過ぎず、米國とソ連の態度は、依然として變化なく、投票手續問題では對立的意見を堅持している、また太平洋講和會議が何日から開かれるかについての新しい示唆は何もない」と語つてゐる。

米國政府は、現在までのところ何らの正式回答を行つていない。

四、対日平和特別外相會議に関するソ連提案

- （一） 十一月二十七日付をもつてソ連は、大要次の如き提案を行つた。

対日平和條約の準備事項を討議するため、一九四八年一月、もし中國政府が同意すれば、中國において、英・米・ソ・華四國の特別外相會議を招集すること。

右提案は、十一月十七日付中國政府の提案に対する回答として行われたものである（モスコ、ラヂオ十一月二十七日、ロンドンUP電十一月二十七日）。

(二) ソ連の中國政府宛回答全文左の通り。

対日講和予備會議開催に関する十一月十七日付覚書書簡に対しつぎの如きソ連政府の指示を回答通告する。

対日戰遂行に當つては中國、米國、ソ連及び英國の四大國が主力となり、これら四國の軍事力により対日戰の勝利を確保しえたことは、明らかであり、従つて戰後の講和問題についてもこれら四國で処理する明確な協定の存在している。このことは、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言の條項に照らしても明白である。さらにポツダム會議の決定にもとづき講和會議に対する必要な予備的な措置は、これまでも外相理事会に委託されてきたもので、極東の講和に深い關係を持つ中國がこれに加わることは当然である。対日戰終了後米・英・ソ・華四國は、一九四五年十二月モスクワにおいて協定を結び、これら四國が対日理事会、極東委員會に参加し、しかもこれら四國代表の地位は他の參加國の上にあること、及び戰後の対日問題についても、これら四國は、特別の關心をもつことを明確に規定したのであつた。この決定に信賴してソ連政府は、去る七月二十二日、八月二十九日付覚書において中國、米國、ソ連及び英國の四國代表をもつて構成する外相理事会が対日講和會議の問題をできるだけ速やかに審議する必要があることを述べたものである。

貴官（王外交部長）がその通告の中で、対日講和に関する一切の決定は、華、米、ソ、英四カ國の同意を必要とするよう提案されている以上、貴官は、前記四大國が対日講和問題につき特別の利害を有する事實を認識されているわけだが、対日講和問題を協議するために特別の國際會議を招集するとの貴提案は、外相理事会設置に関するポツダム會談の決定に反し、極東における平和の回復を遅延させるだけのことである。従つてソ連政府は、極東に一日も早く平和を回復せしめ日本及び日本人民に平和的に發展しうる機会をできるだけ早く與えるために、一九四八年一月に、華・米・英・ソ四國代表よりなる外相會議の特別會議を開催し、対日講和條約の準備につき協議することを提案する。また中國政府が同意するならばこの會議を中國において開くことを提案する。

中國政府及び米英兩國政府が本提案に賛成した場合、可及的早急に準備に着手しうよう貴政府が本提案に至急回答されることを希望する。私はこれと同様の提案を米英兩國政府に対しても送付した。

(注)、右は、モロトフソ連外相の名をもつて、フェドレンコ在華ソ連代理大使を通じ王外交部長に宛てられた。

ソヴィエトの右提案は、ソヴィエトが依然として対日平和處理を大國の外相會議により行い、従つて拒否權を維持せんとする意図に變りがないことを明にしたものである。

(三) 右提案に対する各國の態度は、左の通りである。

(イ) 中國

外交部筋の意見によれば中國としてはさきの提案は、対日講和を早期に實現するための、米・ソの妥協案として提出したものであるが、ソヴィエトの中國に対する回答に見られる提案は、根本的にはソヴィエトの従前の態度と何らの變化もない以上、米・英等の諸國

がこれを受諾するとは信ぜられない。中國において特別外相會議を開くということは、ソヴィエト提案に対する中國の支持を得るための好餌と解釈されるが、會議の場所は第二義的な問題であつて、ソヴィエト提案に対する中國の態度には本質的な影響を與えるものではないとされた。有力な一外交部員は、対日平和に関する中國の態度について左の如く語っている。

「ソヴィエトが署名しない対日平和條約は、極東の現実事態からみて事実上無價値なものとなろう。従つて中國は、ソヴィエトを講和會議参加から除外せんとするいかなる提案をも歓迎しないのである。他方、最近のソヴィエト提案は、米・英の受諾する可能性の殆どないもので、そして事実上中國の妥協提案に対する拒絶を構成するものである。」

十二月六日、中國外交部は、ソヴィエト提案を拒絶した旨を発表した。葉公超外交部次長は、七日右に関し、中國の対日講和態度について次のように語り、極東委員会の原則によろうとする中國の意図を繰返した。

國府は、十一月十七日対日講和予備會議開催について關係各國に提議を發したが、ソ連政府は十一月二十七日対日講和四カ國外相會議の開催を提案する旨回答を寄せた。これに対し國府は対日予備會議の構成及び表決手続については極東委員会の例にならうことを主張すると國府の立場を十二月五日重ねてソ連外務省に申入れた。國府は、この回答のなかで、極東委員会の任務は、すでに明白に規定されている通り、日本の降伏條件を履行するにあつて負うべき義務に関する一切の政策を議決することになつてをり、その任務の重要性は、対日講和予備會議におとらないものであることを指摘した。國府は対日講和予備會議は、その構成、表

決手続共に、すでに十一國の参加國全部の同意によつて、極東委員會が採擇した原則に相違すべきでないと認める。これに相違することはただ予備會議の招集をおくらせるのみである。ソ連政府が一九四八年一月中國で対日講和四國外相會議を開くことを提議したのに対しては、もし關係各國がこれに同意するならば、國府もこれを受諾するが、關係各國がこれに同意できない場合は、國府は、ワシントンにおいて、予備會議を開かうというこれまでの主張に何ら變更を加える意図はない（南京十二月七日發中央社一共同、南京十二月八日發UP）。

十二月十六日、駐米中國大使顧維鈞は、中國政府がソ連に新しい通告を行いその中でも、十一國による予備會議、四大國の拒否権保持という中國の提案をソ連が受諾するよう重ねて提議した旨言明した。なお、右に関し、「もしソ連が中國の提案を受諾しないならば、結局ソ連の賛成しないような種類の対日講和條約を考慮せざるをえないだろう」と語つた（ワシントン、十二月十六日、AFP）。

（ロ）米國

三分の二多数決による十一國予備會議を提唱してきた米國として右のようなソ連提案を冷淡に迎えることは当然である。ワシントンの政界筋では、現在の國際情勢の動きから判断して、アメリカがソヴィエトの提案を受諾することはいふまでもなく見られている（ワシントン十一月二十八日AFP）。

右提案に対する米國世論の反響は、結局これもソヴィエトの眞剣な提案とは見ずに、対日講和全体また現在開かれているロンドン外相會議全体を手間どらせ妨害しようというねらいであると見ている（AP、ワシントン総局長モーリン氏談）。

米國政府は、未だ回答を行つていないが、この問題については外

相会議に並行してロンドンにおいてマーシャル國務長官とベヴィン英外相との間に協議が重ねられた旨伝えられ、ソヴィエト案拒否に対する英米の共同歩調がとられるであろうと見られたのである。

五、ロンドン外相会議と対日平和問題

- (一) ロンドン外相会議はドイツ、オーストリアの平和問題の審議を目的とするものであるが、世界の平和処理は相關連するものであつて、ドイツ問題に関する大國特に米・ソ間の協調が可能かどうかということは、直接に対日平和問題の今後の交渉に影響を及ぼすものであり、同会議の経過には至大の関心が拂われていたのである。この会議には対日問題に関する主要國である中國が参加していない以上、正式議事日程に対日問題を入れることは勿論不可能であるが、少くとも米・英・ソ三國外相が参加するのであるから、対日平和問題についても非公式な商議が行われ、主として米・ソ間の従來の対日平和手続に関する意見対立の打解が試みられるものと期待された。

(二) モロトフ外相の対日講和に関する発言

モロトフ外相は、外相會議第三日目十一月二十七日（前記ソヴィエト提案も同日なされた）、対日平和條約の締結は、世界平和にとつて重要であると述べて注目された。モロトフのこの声明は、極東の平和処理問題に関しなされた始めてのものである。専らヨーロッパの平和処理の問題に専念すべきものと見なされていたこの外相會議の席上、ソヴィエトの側から、対日平和問題につき発言されたことは、驚きをもつて迎えられた。

モロトフは、「世界の平和は、ドイツ及び日本の平和処理なくしては不可能である」と言明し、「ソ連は、対独講和の緊急性にかんがみドイツ中央政府の樹立を要求するが、講和締結の緊急性は、対日講和の場合も同じである。ソ連は、対日講和を速やかに締結すべきことを主張

する」旨述べた。

右モロトフの言明は、同日付をもつてソ連が発出した提案との関連において理解されるべきである。ソヴィエトの對中國回答には、中國の提唱する方式がポツダム宣言の違反であり、極東における平和の回復を遅らせるだけであると述べ、「・・・極東に一日も早く平和を回復し日本及び日本人民に平和的に発展しうる機会をできるだけ早く與えるため・・・」云々と述べていることと符節する。

- (三) 然しながら、このロンドン外相會議も十二月十五日、米・ソの対立のまま無期休会となり、四國大使それぞれ相別れるに至り、期待された対日平和問題の非公式討議も何ら行われずに終つた。ただし、この間、マーシャル國務長官とベヴィン外相との間に行われた会談は、対日講和に対する兩國の共同歩調を整えるに効果があつたものと見られた。
- (四) 外相會議の決裂が対日平和會議開催の前途にいかなる影響を有するかについては予断を許さないが、米・ソの対立は講和條件に関する意見の相異以上のものがあると見られ、かかる深刻な対立は日本の場合にも持越されると思われるから、ソヴィエトを交えての対日講和の早期実現は、外相會議の決裂により不可能となつたものと判断せられる。又ソヴィエトを除いた対日講和會議の可能性がこれによつて増大したと見る向もあるが、中國の態度が、拒否権の保持を主張するものである限り、急速に予備會議の実現を見ることは困難であろうとも見られている。

六、英國の中・ソ両提案拒絶

- (一) 前述中・ソ兩國の提案に関し、英國が拒絶するであろうことは、さきのキャンベラ會議において十一國の参加、三分の二多数決制を主張する米國案を支持する決議を行つた経過に見ても予測されたところである。すなわち、十二月十四日に至り、英國は、中國及びソ連宛に別々

の覚書を送り、英國は、極東におけるすべての「重大な利害関係」(“vital interest”) 國の完全平等な参加を支持する旨通告し、「拒否権を含むいかなる手続も早期平和の締結を遅らせるだけであり、すべての主要交戦國の利益の公正代表の原則に抵触するものである」とし、三分の二多数決制を支持する旨明にした。又予備會議を四大國に限定せんとするソ連提案は不適當であるとし、「日本の敗北に寄與したという理由だけでなく、日本の侵略によつて損害を受けた度合及び太平洋地域の將來の平和的發展に対するその重大なる関心の故をもつて特に対日処理に関係しているすべての諸國は、主要國として右対日処理に代表を出す資格を有するものと英國政府は思考する」と言い、「これらを除外することは、それら各國が各段階において完全に協議を受ける権利を有する平和処理の実効性を危殆ならしめるであろう」と述べている (A P、ロンドン、十二月十四日)。

(二) なお L P S 電によると、英國政府が中國政府に送つた通牒の要旨は、つぎの通りである。

英國政府は、東亞における平和と正常な状態の速やかな回復がなによりも重要であるとの中國政府の意見に同感である。また英國政府は、対日講和を審議し、講和條約の起草を進め、最終講和會議に関係ある諸問題を決定するため予備會議を早い時期に招集すべきであるということについて、中國政府と同意見である。

會議の構成に関して、英國政府は、日本の敗北に対する寄與、日本の侵略から受けた災厄の程度、および將來の太平洋地域における平和的發展に対する重要利益の諸理由よりして、対日講和に特別の関心を有する諸國の全部が、対日講和に主要参加國として代表を出す資格があると考え、これらの國々を除くことは、これらの國々があらゆる段階において相談を受ける権利のある講和の効力を害する

であろう。しかしながら英國政府は、他の講和會議および極東委員會の討議で得た経験にかんがみ、四大國の拒否権をふくむ手続は、英國政府が先ず第一に念頭においている諸目的、即ち速やかな講和の締結と主要交戦國の利益の公正な表現という目的の達成を延引せしめるであろうと考える。英國政府は、アジアの民衆の幸福と重大な関係を有するこの問題が、公正な講和をできる限り早い時期に達成せんとする精神により解決さるべきであり、その他の目的（たとえその目的を表面に明らかにしてをらずとも）のため案出された規約手続に準拠して解決すべきではないということに同意せられんことを切望してやまない。外相理事会を設置した一九四五年のベルリン會談の手続きに関する議定書にもまた一九四五年モスクワにおいて米・英・ソ三國外相の同意を得、且つ中國政府の賛成を得た極東委員會の付託條項にも、対日講和の審議がこの二機關の責任であることを規定する條項は、何もないとの英國政府の見解には變りはない。従つて、英國政府は、対日講和予備會議に参加する國を、第二節に規定した資格にもとづいて決定し、重要問題の決定を参加國の三分の二多数決により行うべきであると考え（時事通信十二月十七日）。

(三) 英國のこの態度は、キャンベラ會議以來の一貫した方針でもあつたが、ロンドン外相會議開催中に行われたマーシャル、ベヴィン會談も直接に影響していると思われる。又英連邦中^(対カ)日戰に特に大きな寄與をなし従つて大國同様の發言権を要求しているオーストラリアの存在も閑却できない。この点に関し、オーストラリアは、英國から英國がソ連の提案に賛成しないという重ねての保障を受けた旨傳えられた (ロンドン十二月五日 U P)。

七、結語

かくて、現在までのところ、七月の米國提案の十一國による拒否権抜き三分の二多数決による方式と、ソ連提案の四大國外相會議による従つて拒否権保持の反対提案が、対じし、それに対する妥協案としての十一國による單純多数決但し四大國の拒否権を含むとの中國の提案方式が介在しているのである。米國は、ロベット次官の談によれば、中・ソ兩國提案に対する關係各國の意見を求めつつあるということを明にしたが（ワシントン十二月十七日、UP）、現在のところ平和會議の招集については何らの進捗は見られないようである。又対日平和予備會議に関しソ連を除外してでもやるかということについての米國側の公式見解の表明もなく、最後の腹は未決定であると思われる。ニュー・ジージーランド訪問中の濠洲首相チーフリーが対日平和條約の締結は早期に実現するであろうと語つた（メルボルン放送十二月十七日RP）ことに關連し濠洲筋では、対日平和予備會議は、明春四、五月頃となろうと觀察している旨傳えられたが、米國務省筋では右報道は、根拠のないと評している趣である。

対日平和予備會議が急速に実現するかどうかは、米國が、ただにソヴィエトを除外してでも予備會議を招集する決意を固めるということだけでなく、米・ソの間に介在して中國が今後いかなる態度をとるかということにかかつていといえるのではないか。つまり米國が仮りにソヴィエト除外の予備會議招集の決意をしても、單なる対日講和の問題よりも極東の現實事態の安定により以上の價值を付している中國が、そのような予備會議に参加するかどうかということである。
